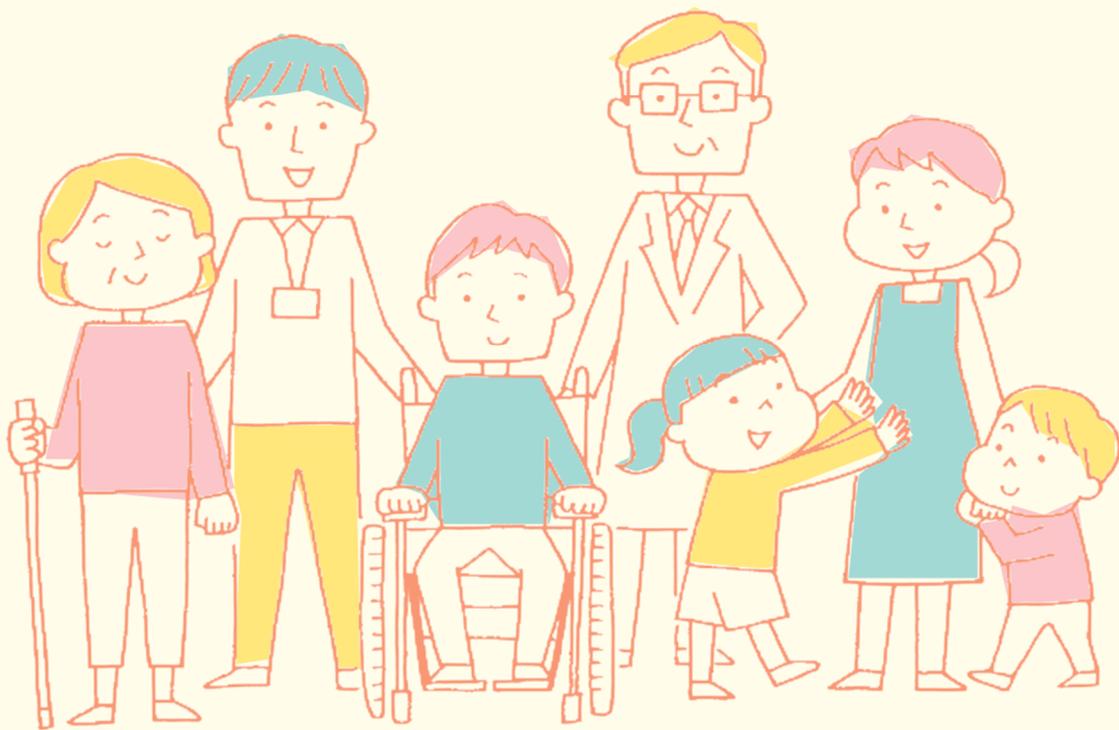


第4期

合志市 障がい者計画

令和6年度→令和11年度



障がいのある人もない人も
共に生き、ささえあうまち こうし

令和6年3月
合志市

合志市における「障害」のひらがな表記の取り扱いについて

「障害」の「害」という漢字の表記については、「公害」等マイナスイメージがあります。また、障がいのある人やそのご家族、関係団体の方々からは、表記を改めてほしいとのご意見が今まで寄せられてきました。

「害」の字をひらがなで表記することについては、「害」だけではなく、「障害」すべてをひらがな表記にすべき等様々な意見がありますが、本市では、障がいのある人やそのご家族の皆さんの思いを大切に、『障がいがある人もない人も、共に生き、ささえあうまち こうし』という本市の障がい者福祉の基本理念のもと、「害」の字のひらがな表記を使用してきたところです。

表記の取り扱い

- (1)「障害者」を「障がいのある人」と表記します。
- (2)何らかの名称等で「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。(例:障がい者福祉、障がい者施策、障がい者スポーツ等)
- (3)「障害」を「障がい」と表記します。(例:障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がい等)

適用されないもの

法律等の名称及び法律等で使用されている用語、法定の制度の名称、団体名等の固有の名称、人、医学用語

はじめに



本市では、平成18年3月から3期にわたり「障がいのある人もない人も 共に生き、ささえあうまち こうし」の理念の達成に向けて「合志市障がい者計画」を策定しました。特に第3期計画では「みんなといっしょに自分らしく暮らせるまち」と「差別のない安心して暮らせるまち」という2つのまちづくり目標を定め、障がいのあるなしにかかわらず、市民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向けた、障がいのある人たちの自立及び社会参加の支援等のための取り組みを進めてまいりました。

この間、我が国では「障害者総合支援法」の改正や、障がいのあるなしにかかわらず、さまざまな形での情報の取得利用等を支援するための「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなど、障がいのある人の社会参加や共生社会の実現に向けた法整備が進められています。

一方、社会環境の目まぐるしい変化に伴うストレスの増大などの要因によって、心身に障がいのある人が年々増加傾向にあることに加え、障がいのある人とその家族の高齢化の問題や、障がいの重度化、複雑化などによるニーズの多様化への対応が必要となってきております。

このように、法制度や社会情勢が大きく変化する中で、前計画の基本理念を引き継ぐとともに、障がいのある人が社会のあらゆる活動に参加し、障がいのある人もない人も互いの個性を認め合い尊重し、同じ地域の一員としてともに生きる取り組みの一層の推進に向けて、2024年度（令和6年度）から2029年度（令和11年度）までを計画期間とする「第4期 合志市障がい者計画」を策定します。

今後、国や県の施策動向にも柔軟に対応しながら、この計画に掲げる各施策の着実な推進を図り、障がいのある方への支援を展開してまいりますので、引き続き、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

最後に、計画の策定にあたり、ご尽力いただきました合志市障がい者計画策定委員会委員の皆様、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、策定にご協力いただきました関係団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

合志市長

荒木義行

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 障がい福祉計画、障がい児福祉計画との関係	3
(1)計画の性格について	3
(2)それぞれの計画の根拠となる法律について	4
4 計画期間	5
5 計画策定体制	6
(1)住民アンケート調査	6
(2)事業所等ヒアリング調査	6
(3)策定委員会の実施	6
(4)パブリックコメントの実施	6
第2章 本市の現状と課題	7
1 統計データからみる現状	7
(1)人口の推移	7
(2)障害者手帳所持者数と対人口比の推移	8
(3)身体障害者手帳所持者の状況	9
(4)療育手帳所持者の状況	11
(5)精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	13
(6)自立支援医療受給者の状況	14
(7)難病等の状況	15
(8)支援が必要なこどもの状況	16
2 アンケート結果	18
(1)調査の目的	18
(2)調査概要	18
(3)アンケート調査結果(成人:18歳以上)	18
(4)アンケート調査結果(18歳未満の保護者)	28
3 事業所や支援者への調査結果	33
(1)調査の目的	33
(2)調査概要	33
(3)アンケート調査結果	33
(4)ヒアリング調査結果(障がい児支援関係者)	35
(5)ヒアリング調査結果(相談支援事業所)	36
4 課題の整理	37
(1)日常生活を支える福祉サービス等の充実	37
(2)保健・医療との連携	37
(3)切れ目のない障がい児支援	38

(4)働くことへの支援	38
(5)多様な社会参加への支援.....	38
(6)安全安心な生活基盤の整備	39
(7)差別の解消と権利擁護の推進	39
第3章 基本理念	40
1 基本理念	40
2 基本方針.....	41
(1)日常生活を支える福祉サービス等の充実	41
(2)保健・医療との連携.....	41
(3)切れ目のない障がい児支援.....	41
(4)働くことへの支援	41
(5)多様な社会参加への支援.....	41
(6)安全安心な生活基盤の整備	41
(7)差別の解消と権利擁護の推進	42
3 施策体系.....	43
第4章 施策の展開	44
1 日常生活を支える福祉サービス等の充実.....	44
(1)相談支援の充実	44
(2)困難事例等への対応体制の充実	45
(3)障害福祉サービス等の充実	46
(4)重度障がいのある人への支援	47
(5)住まいの確保や移動支援の充実	48
(6)介助者・保護者への支援の充実.....	49
2 保健・医療との連携	50
(1)障がいの発生や重症化予防の推進	50
(2)精神保健・医療施策の推進	51
(3)医療・リハビリテーションの充実	52
(4)保健・医療・福祉の連携強化	53
3 切れ目のない障がい児支援.....	54
(1)早期に支援につながる体制の充実.....	54
(2)保育所等における支援体制の充実	55
(3)一人ひとりに応じた教育の推進.....	56
(4)進路相談等の充実	57
4 働くことへの支援.....	58
(1)一般就労への支援の推進	58
(2)就労機会の拡充.....	59
(3)福祉的就労の場の充実	60
5 多様な社会参加への支援	61
(1)地域活動への参加の促進	61

(2)スポーツや文化芸術活動の振興.....	62
6 安全安心な生活基盤の整備.....	63
(1)地域と連携した見守りの推進.....	63
(2)災害時の避難・救助体制等の充実.....	64
(3)防災対策の推進.....	64
7 差別の解消と権利擁護の推進.....	65
(1)差別解消の推進.....	65
(2)情報アクセシビリティの向上.....	66
(3)意思疎通・意思決定支援の充実.....	67
(4)権利擁護の推進.....	68
第5章 計画の推進にあたって.....	69
1 連携・協力の確保と地域で支える体制づくりの推進.....	69
2 広報・啓発活動の推進.....	69
3 計画推進体制の充実.....	69
資料編.....	70
1 委員名簿.....	70
2 用語集.....	71

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

これまでの国における障がい福祉施策は、「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、平成 21 年 12 月に、政府が障がい者制度改革推進本部を設置したことを皮切りに進められてきました。それ以降、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」等の法律が整備されました。

特に、「障害者自立支援法」を改正し、平成 25 年 4 月に施行された「障害者総合支援法」では、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加えるなど、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実をはじめとする障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援する新たな障がい保健福祉施策が定められました。

「障害者総合支援法」は、平成 30 年 4 月に児童福祉法等とともに改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われました。また、障がい児支援のニーズの多様化に対してきめ細かに対応するためのサービスの新設等が行われました。

また、令和3年9月には「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児支援法」が施行されたほか、令和4年5月には障がいの有無にかかわらず、さまざまな形での情報の取得利用等を支援するための「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなど、障がいのある人の地域生活支援や権利擁護にむけた法整備が進められています。

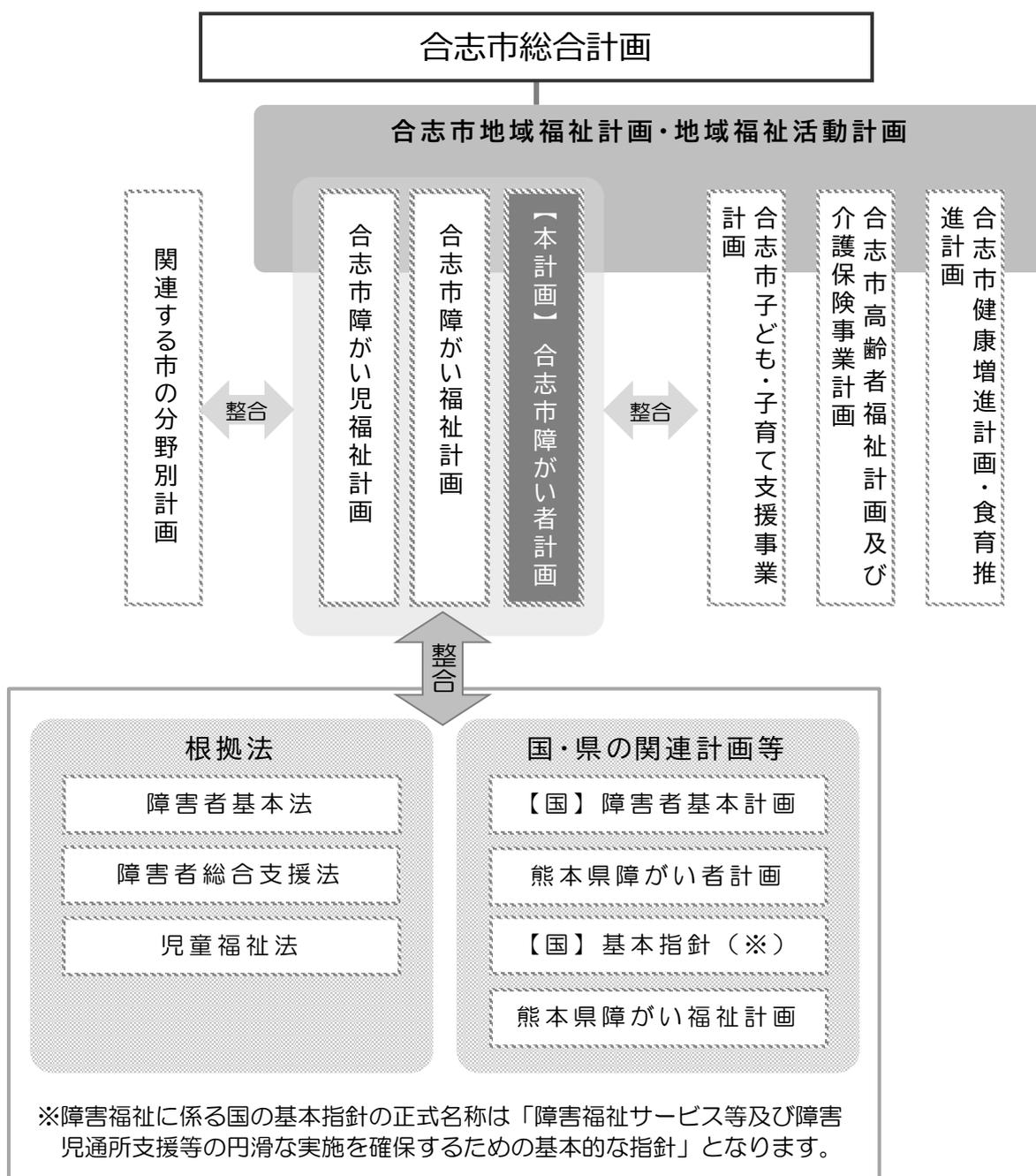
このような状況の中、「第3期合志市障がい者計画」の計画期間が令和5年度で終了することを受け、これまでの障がい福祉施策の取り組みや実績を評価・検証するとともに、障がいのある人が社会のあらゆる活動に参加し、障がいのある人もない人も、互いの個性を認め合い尊重し、同じ地域の一員としてともに生きる取り組みの一層の推進に向けて、令和6年度から令和 11 年度までの6か年を計画期間として、第4期合志市障がい者計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、国の障がい施策に係る法律や計画を踏まえて策定するものです。

また、本市の最上位計画である「合志市総合計画」や、福祉分野の上位計画である「合志市地域福祉計画」をはじめとして、「合志市子ども・子育て支援事業計画」や「合志市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」等とも整合性を図るものとしします。

■計画の関係性について



3 障がい福祉計画、障がい児福祉計画との関係

(1) 計画の性格について

本計画は、共生社会の推進・差別の解消・権利擁護等の「普遍的・長期的な目標」を達成するための取り組みを示す、本市の障がい者支援に係る最も基本的な計画です。

対して、障がい福祉計画・障がい児福祉計画は障害福祉サービスに関する事業計画(提供計画)としての役割があります。

■それぞれの計画の性格について

障がい者計画

- 国の基本計画も参考に、各自治体が創意工夫のもと、それぞれに取り組みを検討する
- 障がい福祉計画が国の指針に基づいた「サービスの提供計画」であるのに対し、障がい者計画は、共生社会の推進・差別解消・権利擁護等の「普遍的・長期的な目標」を達成するための取り組みを示す、障がい者支援に関する基本的な計画
- 計画の目標が共生社会の推進・差別解消・権利擁護等の「普遍的・長期的な目標」であることから、計画期間が長い(自治体によって異なるが、6年あるいは9年のところもある)

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

- 障害福祉サービス等、障がいのある方を支えるためのサービスの提供計画
- 国が指針を出しており、国の指針に則って全市町村が並行して同様の取り組み(サービス等)の計画を作る。(国が指針を出すのは障害福祉サービスの地域差(不平等)を防ぐ目的がある)
- 人口の状況や、最新の法改正等を踏まえて直近3年間のサービスの提供計画を策定するため、計画期間が3年と短い

(2) それぞれの計画の根拠となる法律について

本計画は、障害者基本法を元に策定される計画です。また、令和4年度に交付・施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法など、関連する法律についても趣旨を踏まえた計画とします。

■本計画の根拠法となる障害者基本法と、関連法となる障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法について

障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)

第 11 条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年法律第 50 号)

第9条第1項

政府が障害者基本法第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

■障がい福祉計画の根拠法となる障害者総合支援法について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)

第 88 条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

■障がい児福祉計画の根拠法となる児童福祉法について

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) (平成 30 年4月施行)

第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

4 計画期間

本計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間として策定します。

平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)	令和3 年度 (2021年度)	令和4 年度 (2022年度)	令和5 年度 (2023年度)	令和6 年度 (2024年度)	令和7 年度 (2025年度)	令和8 年度 (2026年度)	令和9 年度 (2027年度)	令和10 年度 (2028年度)	令和11 年度 (2029年度)
第3期合志市障がい者計画 平成30年度～令和5年度						【本計画】 第4期合志市障がい者計画 令和6年度～令和11年度					
第5期 合志市障がい福祉計画 第1期 合志市障がい児福祉計画			第6期 合志市障がい福祉計画 第2期 合志市障がい児福祉計画			第7期 合志市障がい福祉計画 第3期 合志市障がい児福祉計画			第8期 合志市障がい福祉計画 第4期 合志市障がい児福祉計画		

5 計画策定体制

本計画は、以下の手法により現状調査や意見聴取を行い策定しました。

(1) 住民アンケート調査

市内にお住まいの、障害者手帳や通所受給者証をお持ちの方に対し、障害福祉サービス等の利用実態や意見などを把握し、計画策定における基礎資料とするために実施しました。

(2) 事業所等ヒアリング調査

①アンケート調査

市内の障害福祉サービス事業所に対し、サービスの提供状況や事業運営上の課題、今後の展望等を把握し、計画策定における基礎資料とするために実施しました。

②対面による聞き取り調査

市内において、相談支援等に従事される方を対象に、日々寄せられる困りごとや充実すべき支援に関する意見等について聞き取りを行い、計画策定における基礎資料とするために実施しました。

(3) 策定委員会の実施

学識経験者や福祉団体、関係機関等によって構成される「合志市障害者福祉計画策定委員会」において審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、市民の方々よりご意見をいただくために、パブリックコメントを実施しました。

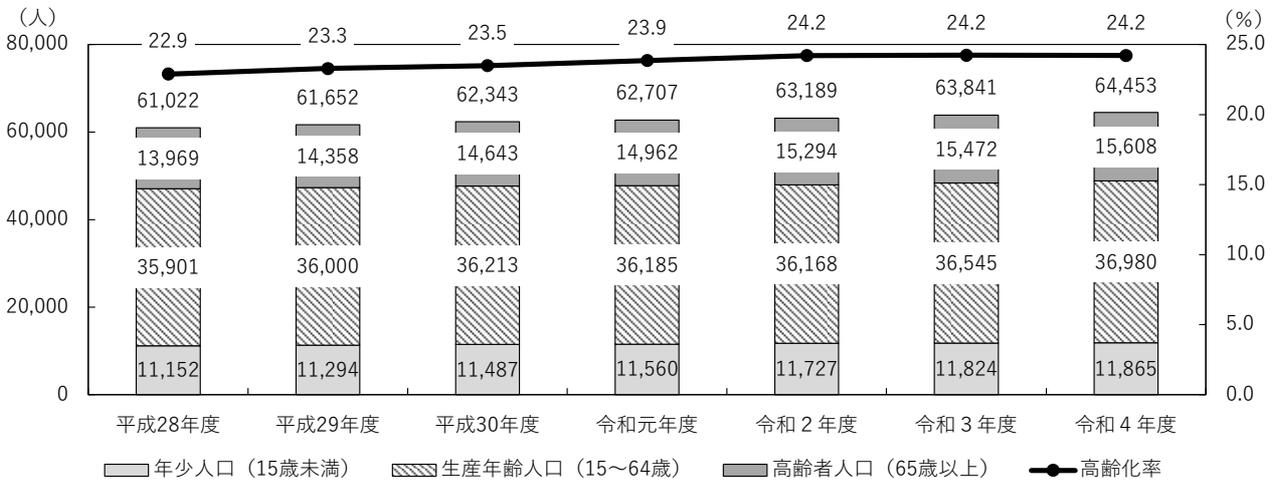
第2章 本市の現状と課題

1 統計データからみる現状

(1) 人口の推移

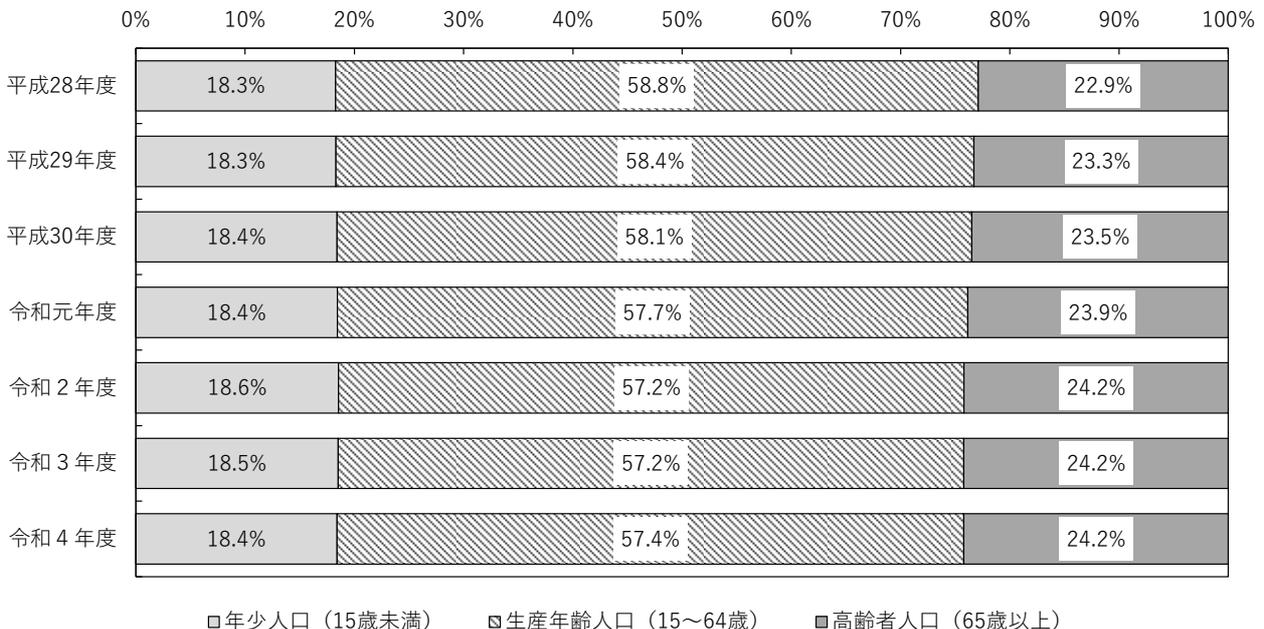
本市の総人口は増加傾向となっており、令和4年度で64,453人と平成28年度に比べて3,431人増加しています。高齢化率は平成28年度から令和2年度にかけて微増したあと、横ばいで推移しています。

■合志市における人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度末）

■合志市における人口構成率の推移

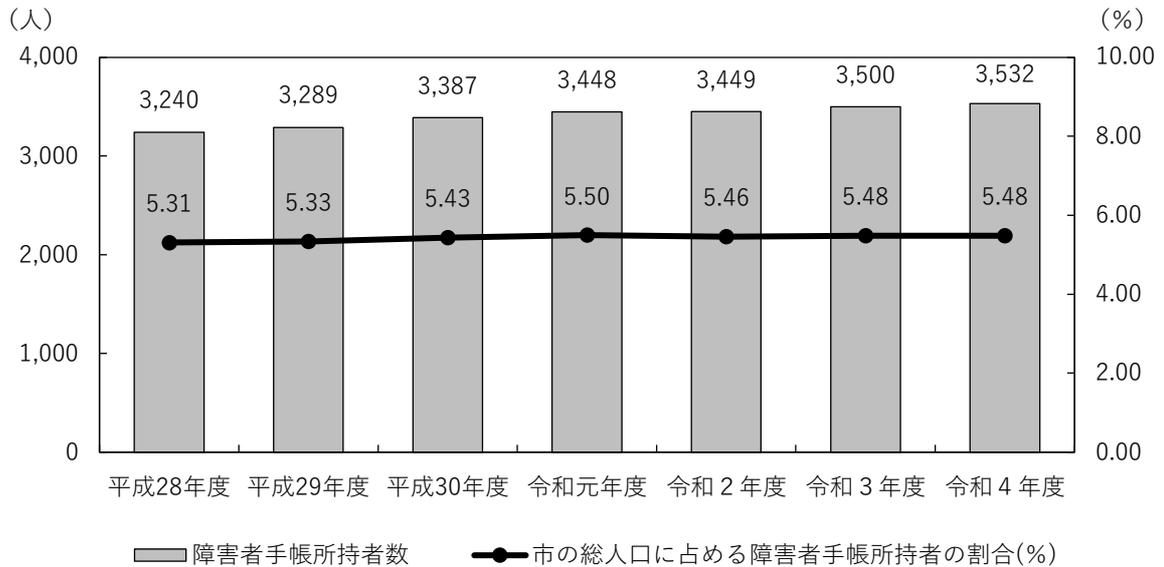


資料：住民基本台帳（各年度末）

(2) 障害者手帳所持者数と対人口比の推移

障害者手帳所持者数については、増加傾向で推移しており、令和4年度は3,532人となっています。対人口比では、平成28年度から令和元年度にかけて増加し、以降は5.5%を下回る水準で推移しています。

■障害者手帳所持者数と対人口比の推移



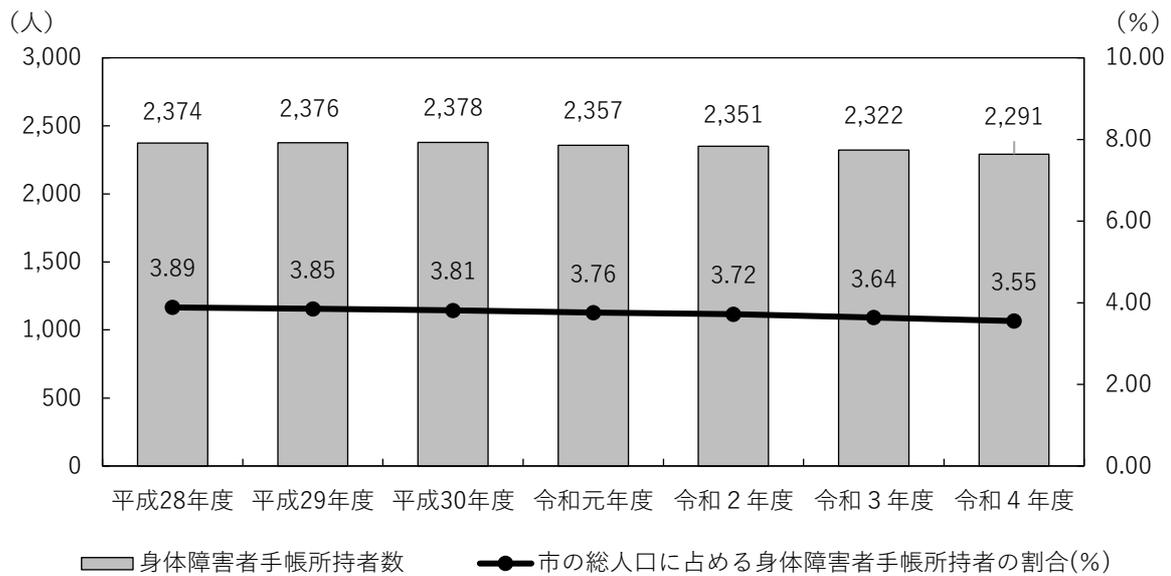
資料：合志市福祉課、総人口／住民基本台帳（各年度末）

(3) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成 28 年度の 2,374 人から令和 4 年度は 2,291 人と 83 人減少しています。対人口比でも減少傾向にあります。

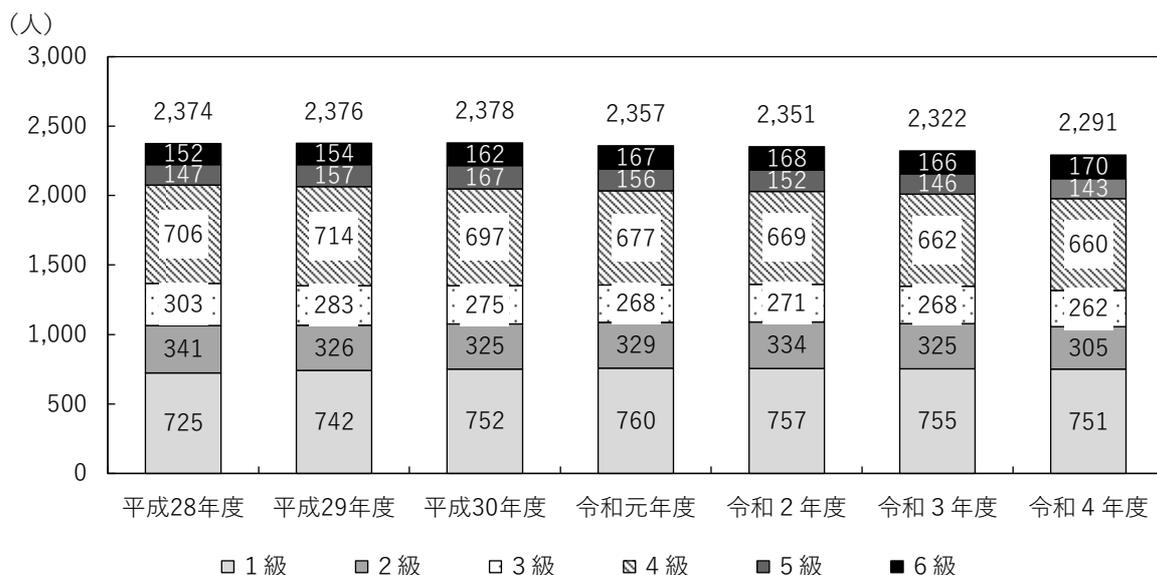
等級別に平成 28 年度と令和 4 年度を比較すると、1級と6級が増加し、2～5級が減少しています。年齢別では、年度によって多少の増減があるものの、長期的には減少傾向で推移しています。

■ 身体障害者手帳所持者数と対人口比の推移



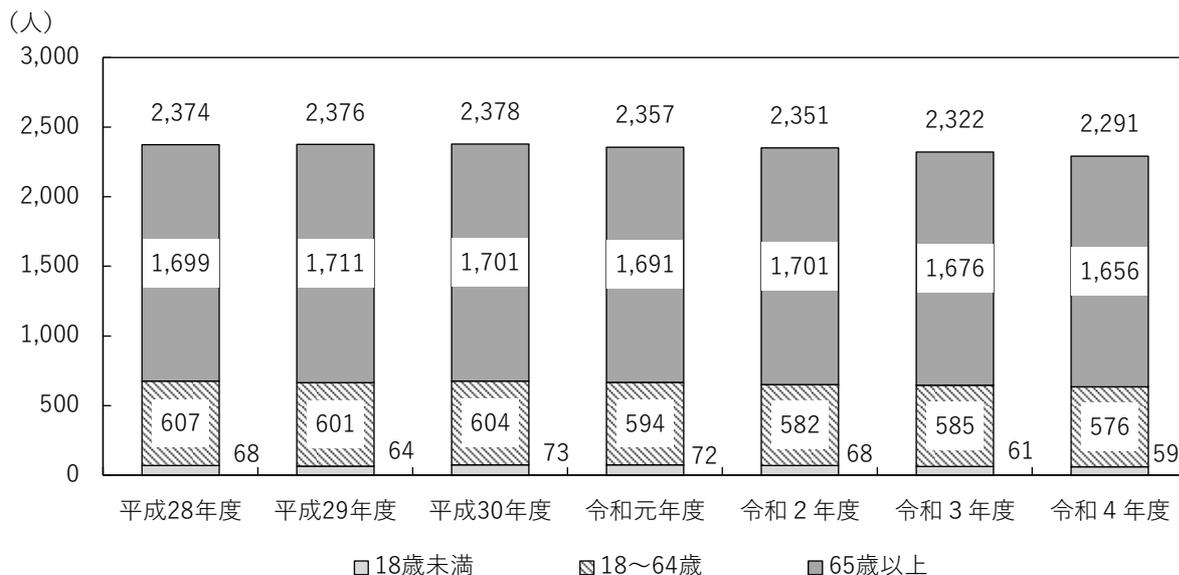
資料：合志市福祉課、総人口／住民基本台帳（各年度末）

■ 等級別にみた身体障害者手帳所持者数の推移



資料：合志市福祉課

■年齢別にみた身体障害者手帳所持者数の推移



資料：合志市福祉課

障がい部位別に平成28年度と令和4年度を比較すると、視覚障がい、音声・言語障がい、肢体不自由は減少していますが、聴覚・平衡機能障がい、内部障がいは増加しています。

■障がい部位別にみた身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	139	139	138	135	131	124	115
聴覚・平衡機能障がい	169	174	182	178	184	182	181
音声・言語障がい	16	14	15	16	17	16	13
肢体不自由	1,261	1,231	1,233	1,208	1,200	1,168	1,126
内部障がい	789	818	810	820	819	832	856
	2,374	2,376	2,378	2,357	2,351	2,322	2,291

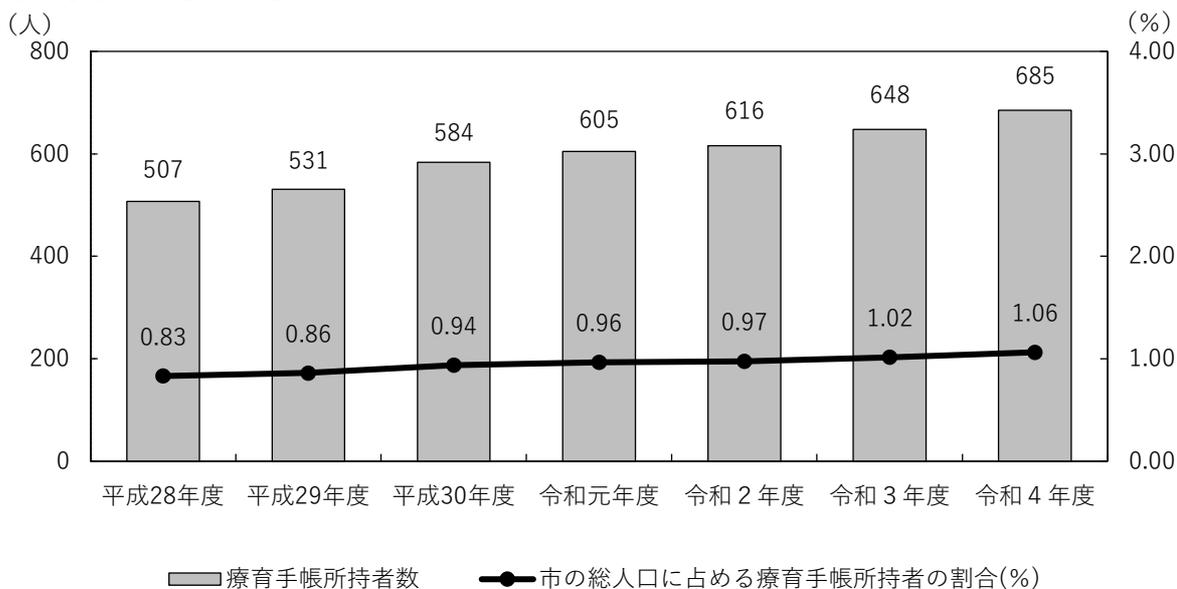
資料：合志市福祉課

(4) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は増加しており、令和4年度は685人と平成28年度に比べて178人増加しています。対人口比でも増加が続いています。

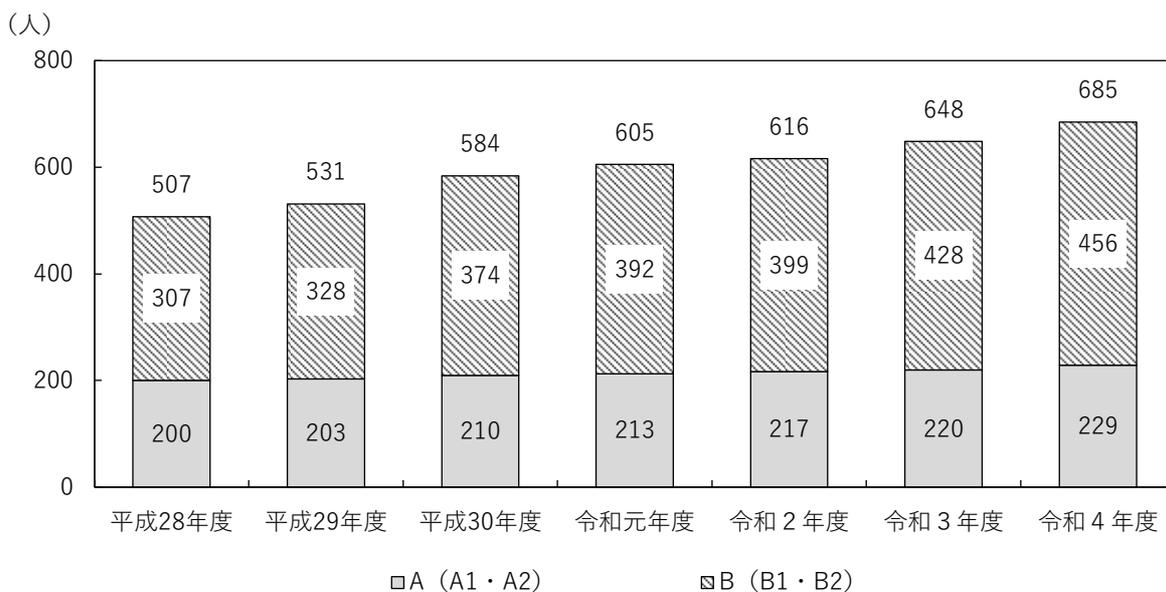
等級別ではA(A1・A2)、B(B1・B2)とも増加が続いています。年齢別でも、いずれも増加傾向にあります。

■療育手帳所持者数と対人口比の推移



資料：合志市福祉課、総人口／住民基本台帳（各年度末）

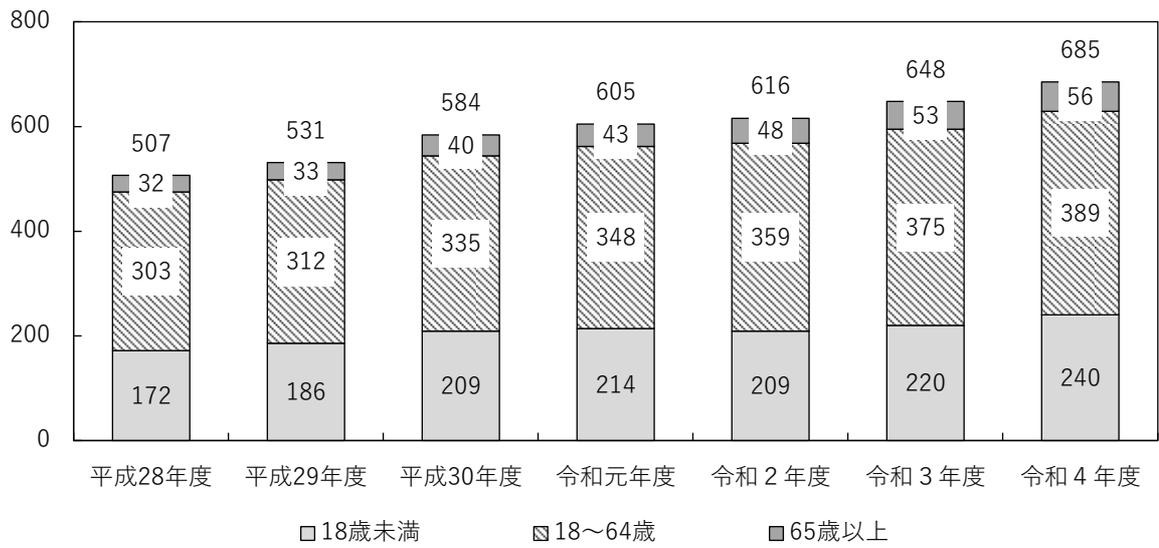
■等級別にみた療育手帳所持者数の推移



資料：合志市福祉課

■年齢別にみた療育手帳所持者数の推移

(人)



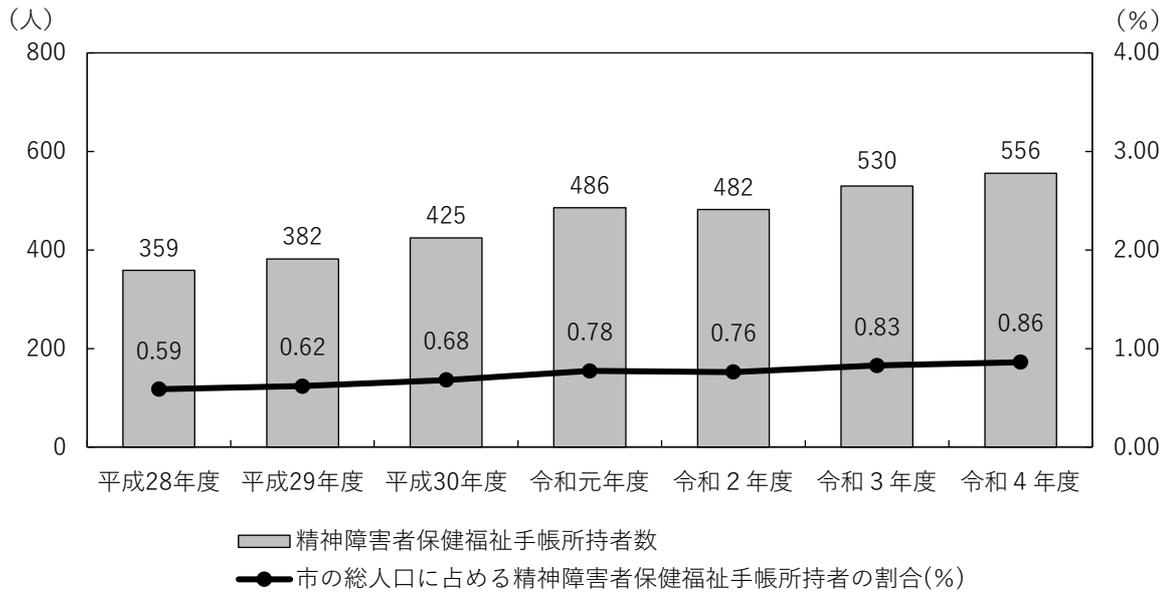
資料：合志市福祉課

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しており、令和4年度で556人と平成28年度に比べて197人増加しています。

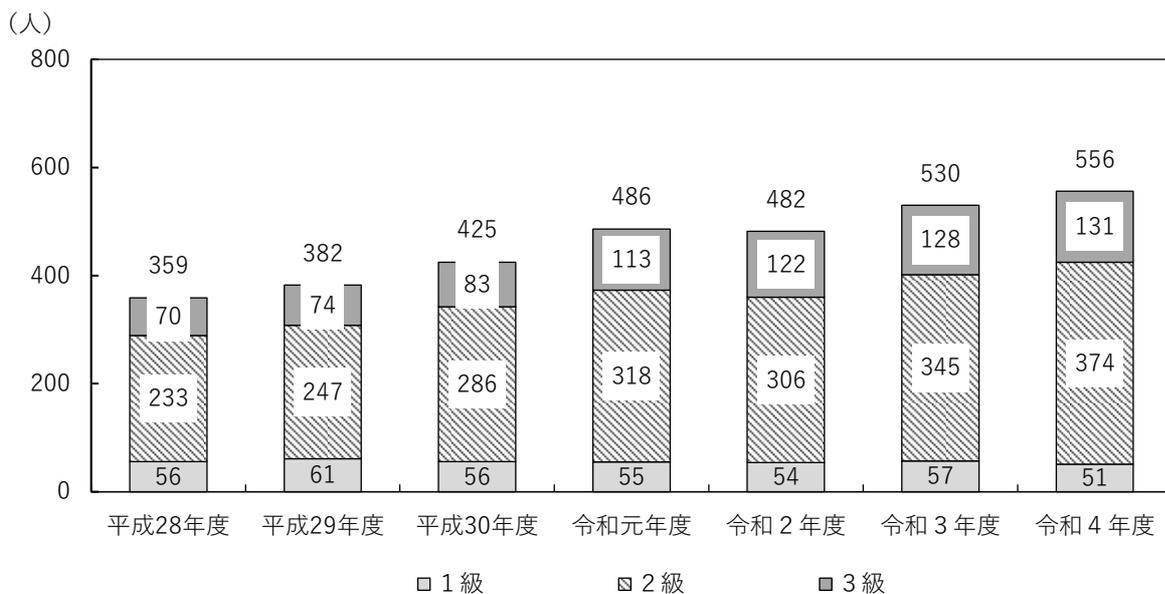
等級別に平成28年度と令和4年度を比較すると、2級と3級は増加していますが、1級は減少しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数と対人口比の推移



資料：合志市福祉課、総人口／住民基本台帳（各年度末）

■等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

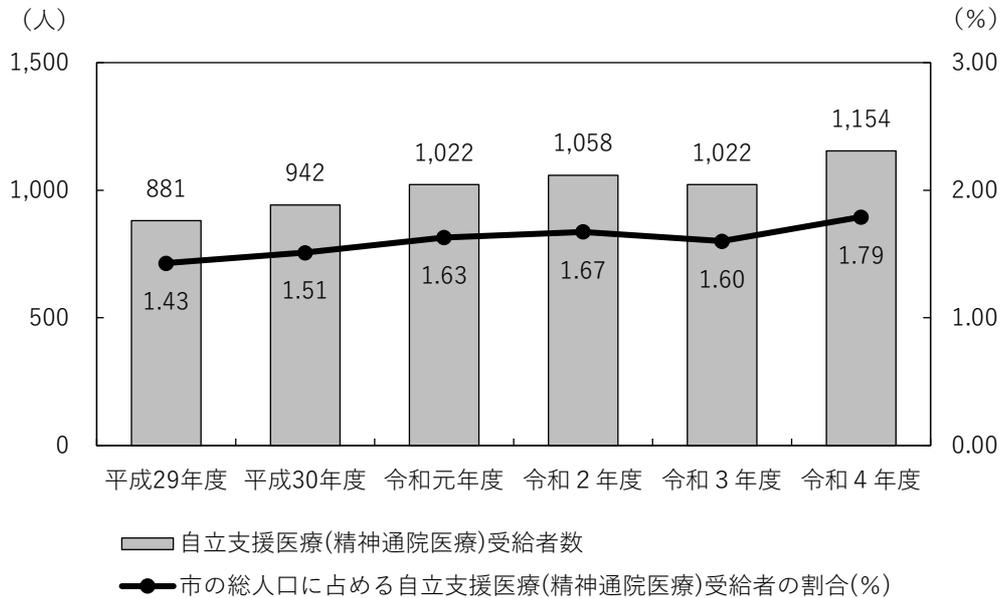


資料：合志市福祉課

(6) 自立支援医療受給者の状況

自立支援医療(精神通院医療)受給者数は増加傾向にあり、令和4年度で 1,154 人と平成 29 年度に比べて 273 人増加しています。対人口比でも増加傾向にあります。

■ 自立支援医療(精神通院医療)受給者数と対人口比の推移

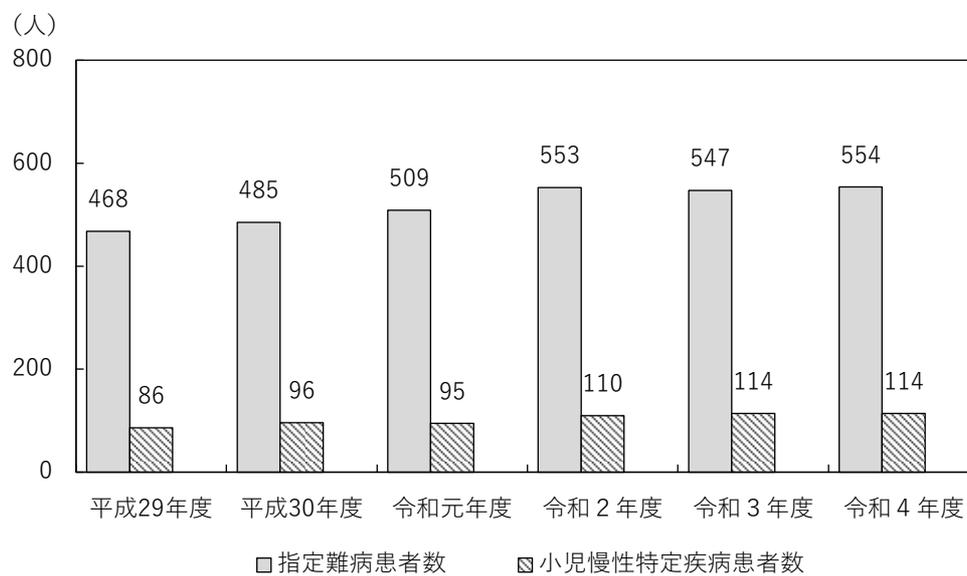


資料：合志市福祉課、総人口／住民基本台帳（各年度末）

(7) 難病等の状況

指定難病患者数、小児慢性特定疾病患者数ともに増加傾向で推移しています。

■ 指定難病患者数、小児慢性特定疾病患者数の推移



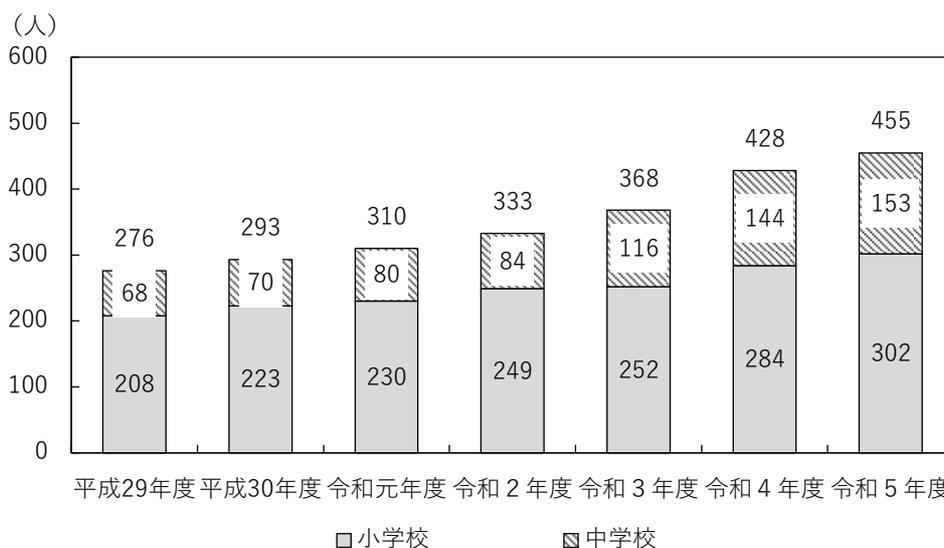
資料：菊池保健所（各年度末）

(8) 支援が必要なこどもの状況

特別支援学級在籍者数は増加しており、令和5年度では455人となっています。平成29年度に比べると、全体で179人、小学校で94人、中学校で85人増加しています。

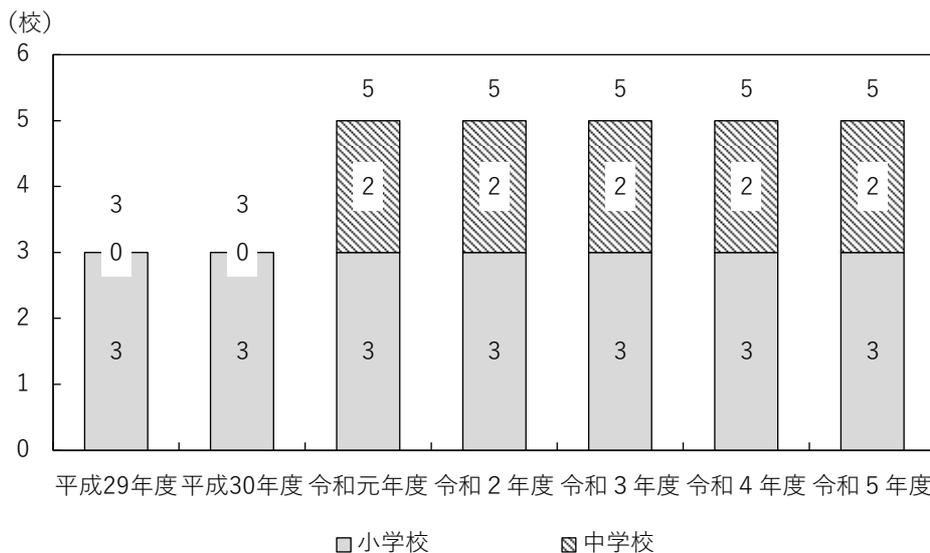
通級指導教室の設置学校数については、小学校が3校、中学校が令和元年度から2校となっています。また、通級指導教室の利用者数は令和5年度現在、小学校が69人、中学校が33人で、いずれも増減を繰り返しながら推移しています。

■特別支援学級の在籍者数の推移



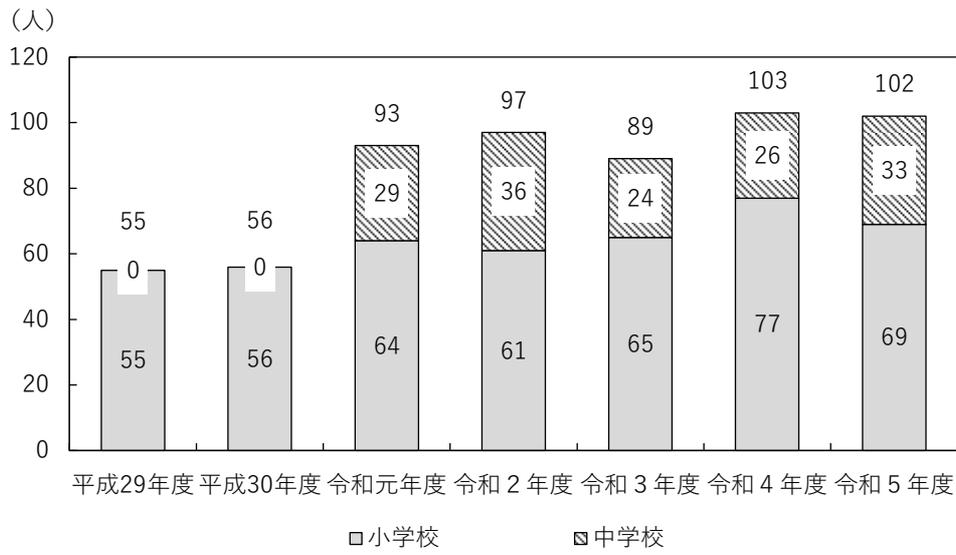
資料：学級数児童生徒数調（各年度5月1日）

■通級指導教室の設置学校数の推移



資料：合志市教育委員会

■通級指導教室の利用者数の推移



資料：合志市教育委員会

2 アンケート結果

(1) 調査の目的

市内にお住まいの、障害者手帳や通所受給者証をお持ちの方に対し、障害福祉サービス等の利用実態や意見などを把握し、計画策定における基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査概要

■調査の対象者等について

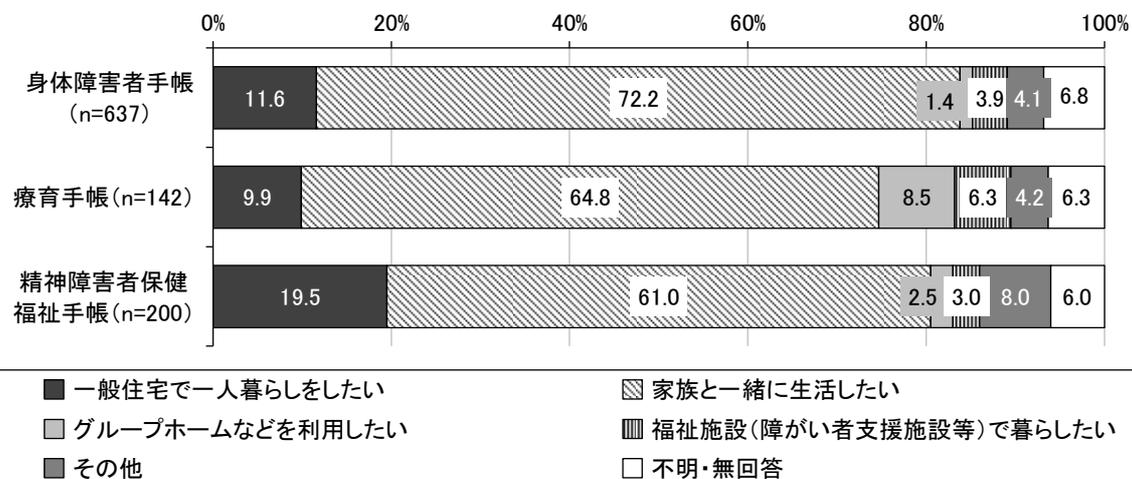
項目	成人(18歳以上)	18歳未満
調査対象者	市内在住の障がいのある人	市内在住の通所受給者証等を所持する児童のご家族
調査期間	令和5年8月10日(木) ～8月25日(金)	令和5年8月10日(木) ～8月25日(金)
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式、 WEB回答方式	郵送配布・郵送回収による本人記入方式、 WEB回答方式
配布数	2,254件	763件
有効回収数	988件	309件
有効回収率	43.8%	40.5%

(3) アンケート調査結果 (成人：18歳以上)

問 あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。

所持手帳種類別にみると、すべての種別で「家族と一緒に生活したい」が最も高くなっています。

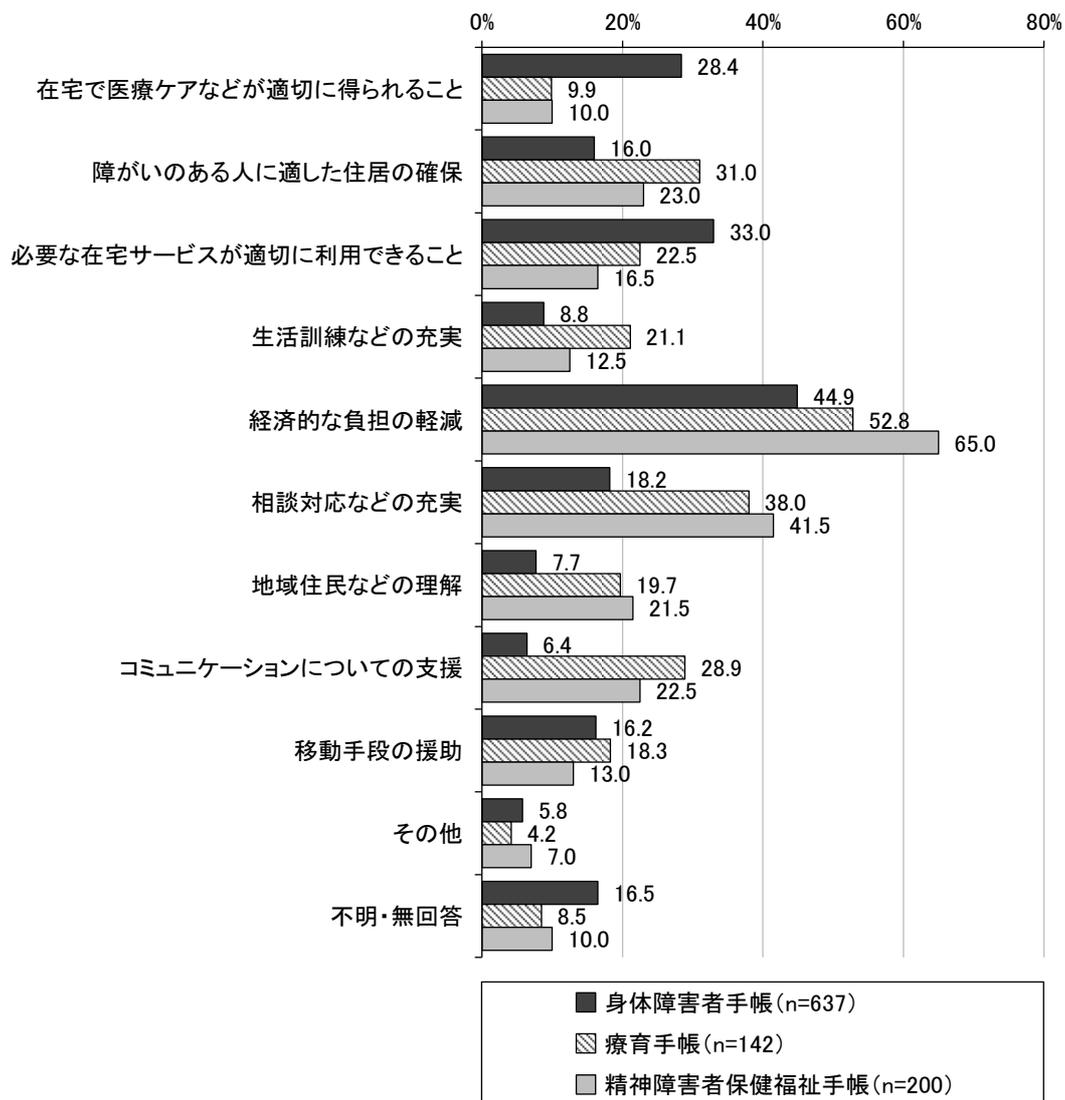
【所持手帳種類別】



問 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。

所持手帳種類別にみると、すべての種別で「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。

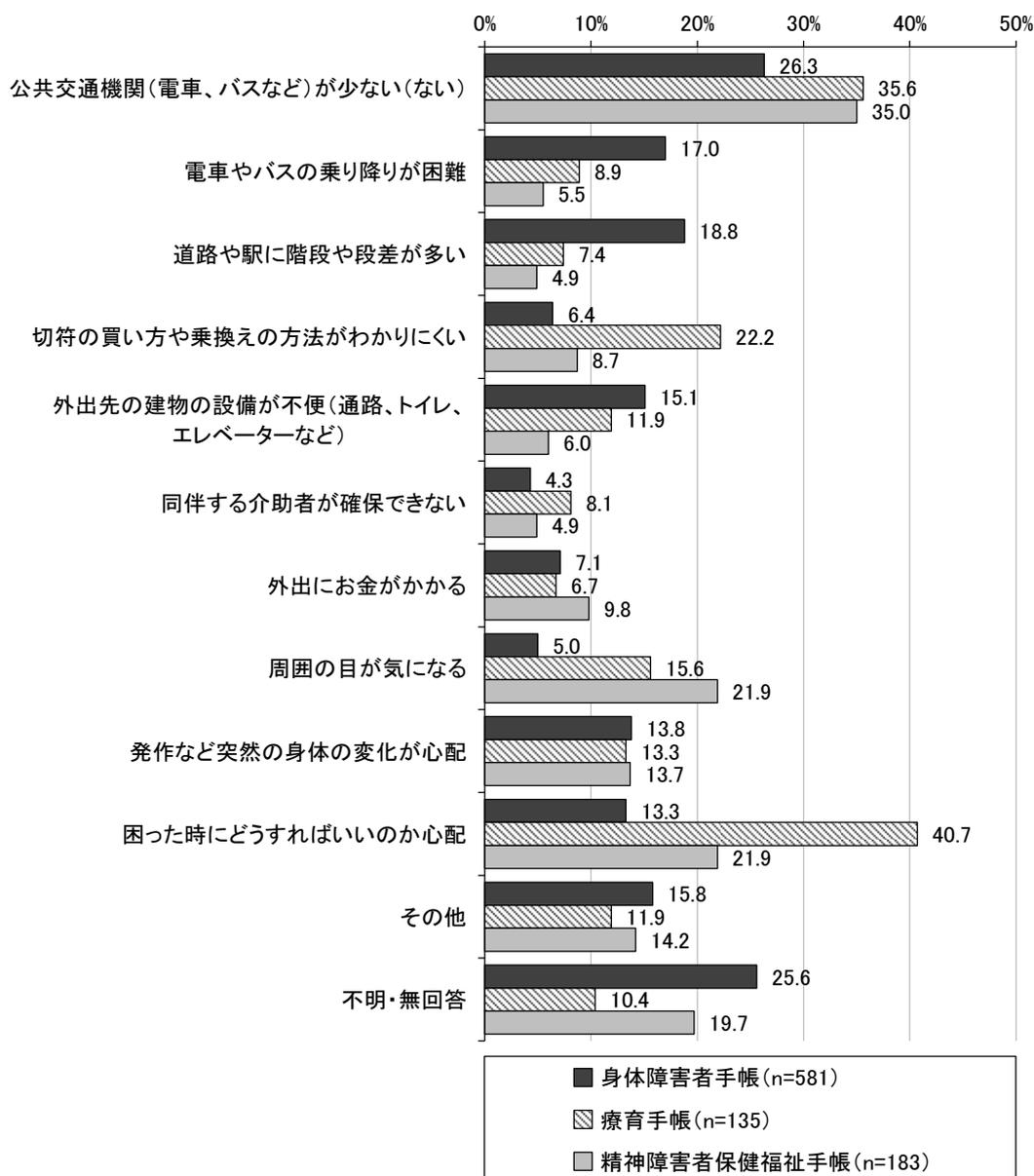
【所持手帳種類別】



問 外出する時に困ることは何ですか。

所持手帳種類別にみると、〔療育手帳〕では「困った時にどうすればいいのか心配」、それ以外の種別では「公共交通機関(電車、バスなど)が少ない(ない)」が最も高くなっています。

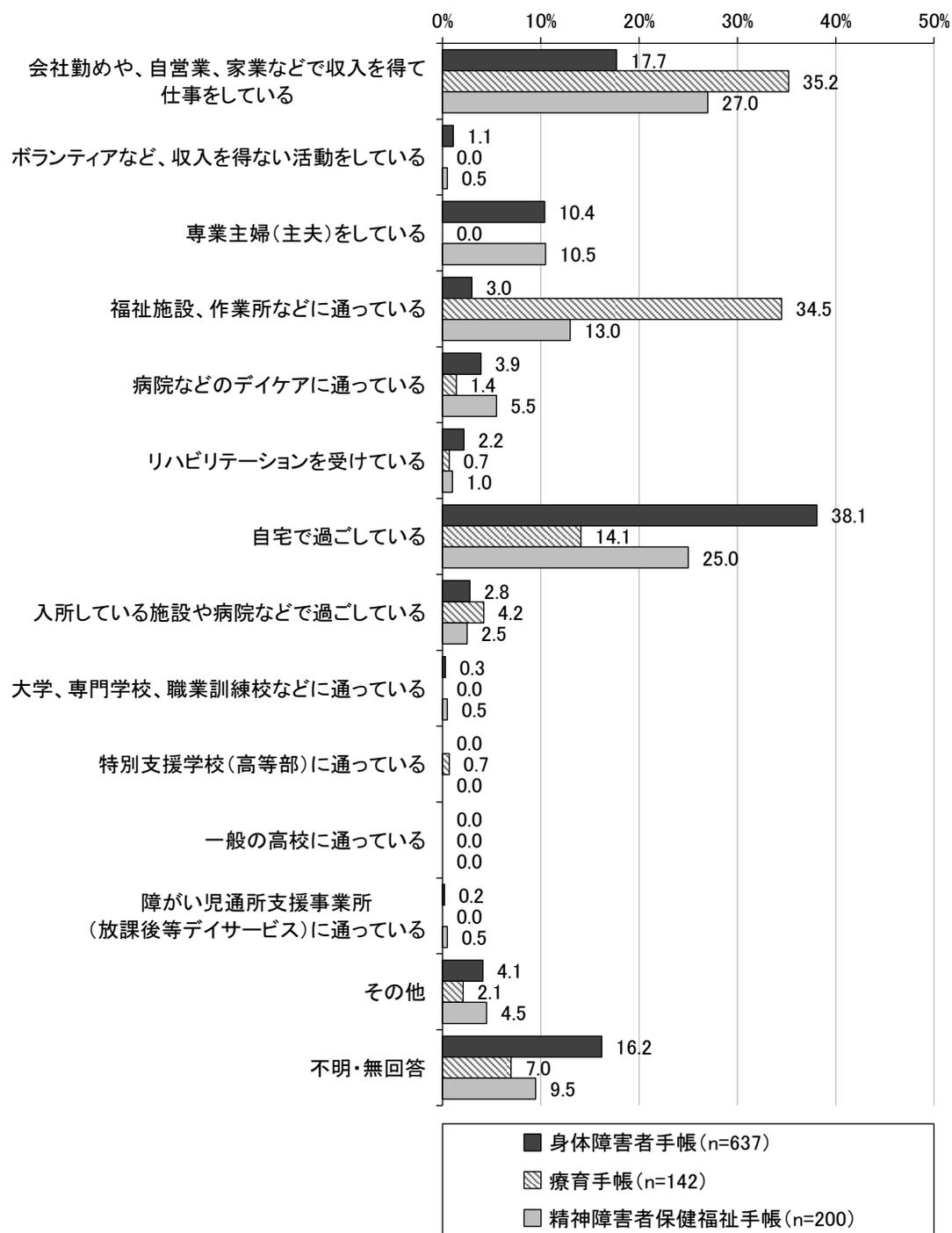
【所持手帳種類別】



問 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

所持手帳種類別にみると、〔身体障害者手帳〕では「自宅で過ごしている」、それ以外の種別では「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が最も高くなっています。

【所持手帳種類別】

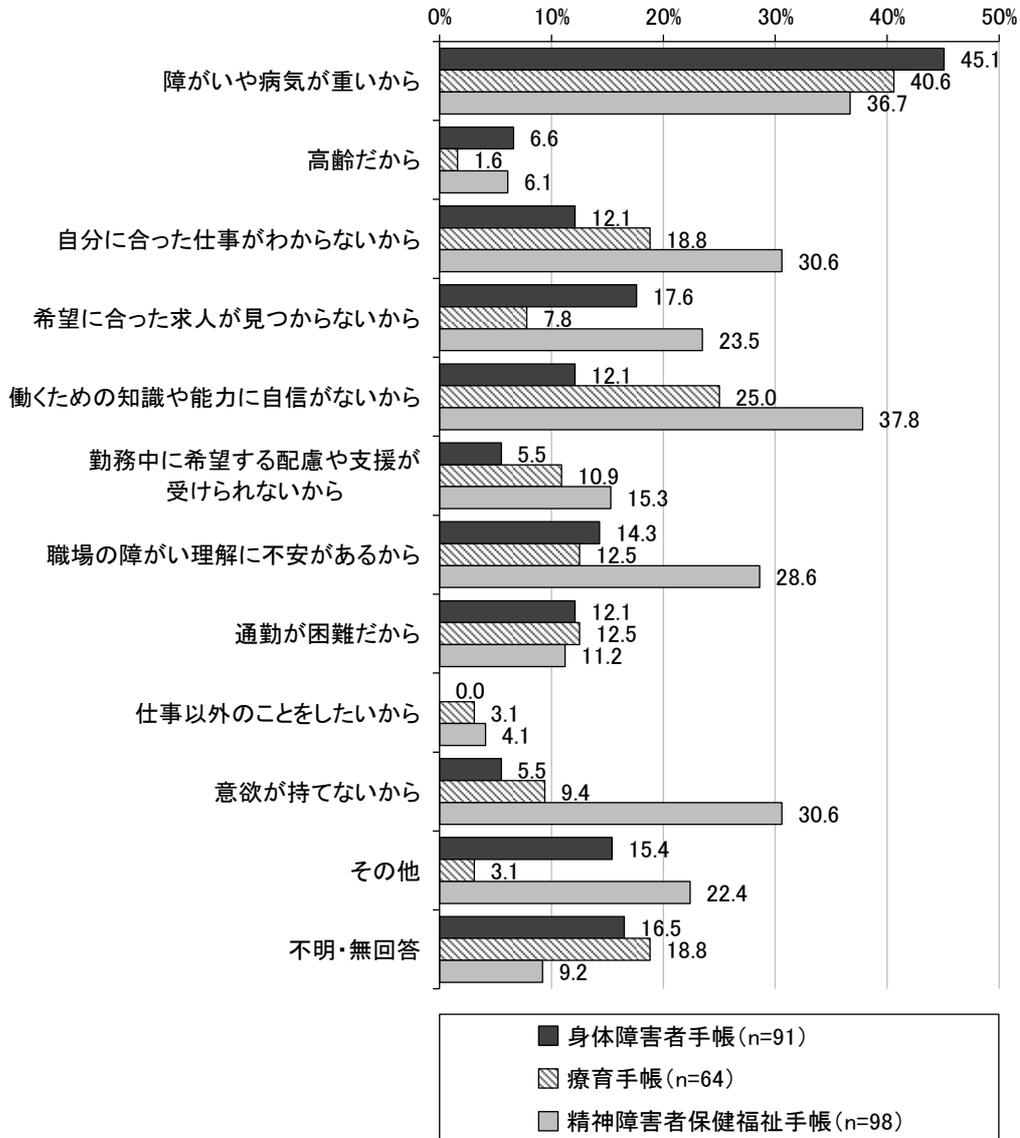


前の問で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外を選んだ64歳以下の方のみ

問 あなたが就労していない理由はなんですか。

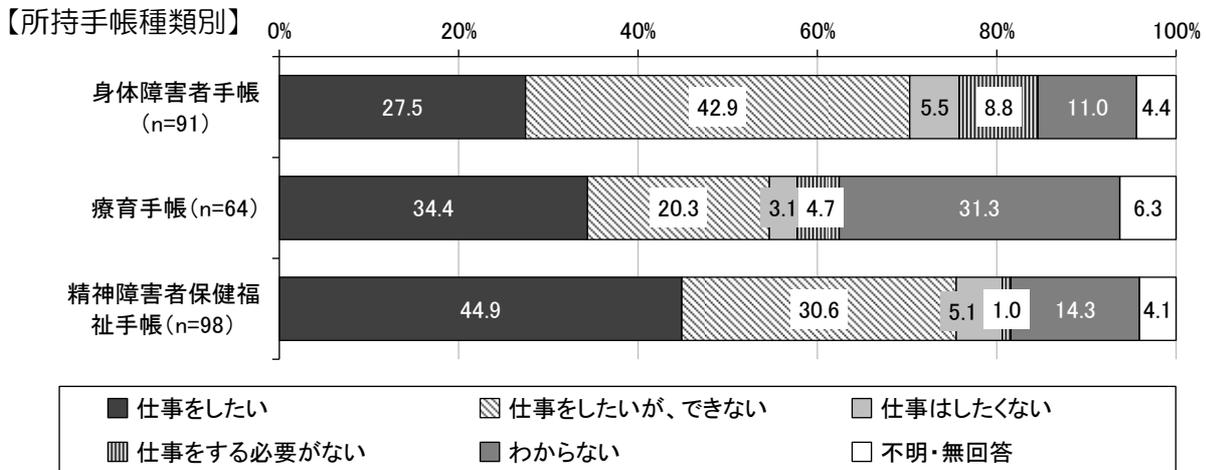
所持手帳種類別にみると、〔精神障害者保健福祉手帳〕では「働くための知識や能力に自信がないから」、それ以外の種別では「障がいや病気が重いから」が最も高くなっています。

【所持手帳種類別】



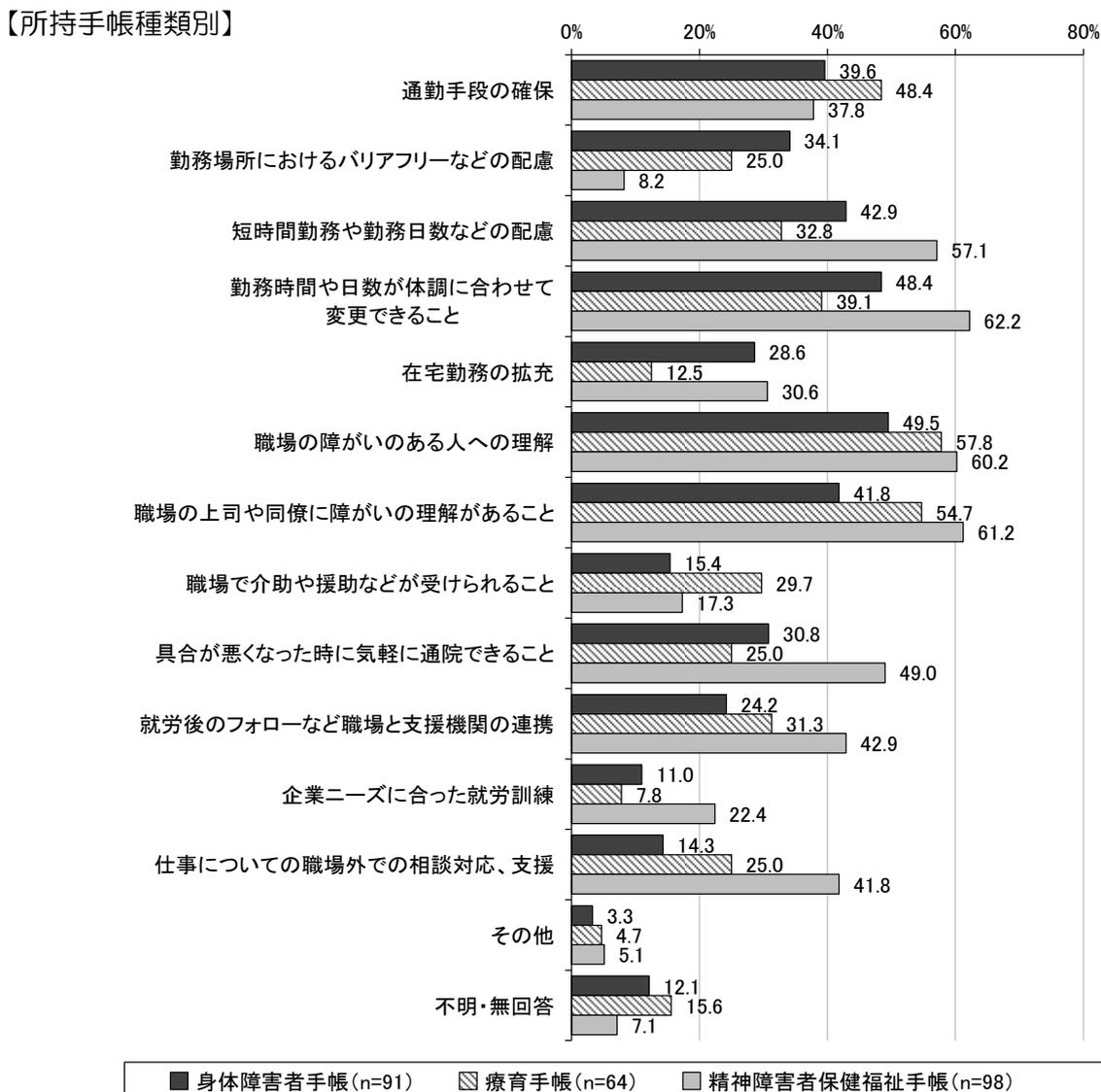
前の中で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外を選んだ64歳以下の方のみ
 問 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。

所持手帳種類別にみると、〔身体障害者手帳〕では「仕事をしたいが、できない」、それ以外の種別では「仕事をしたい」が最も高くなっています。



問 障がいのある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

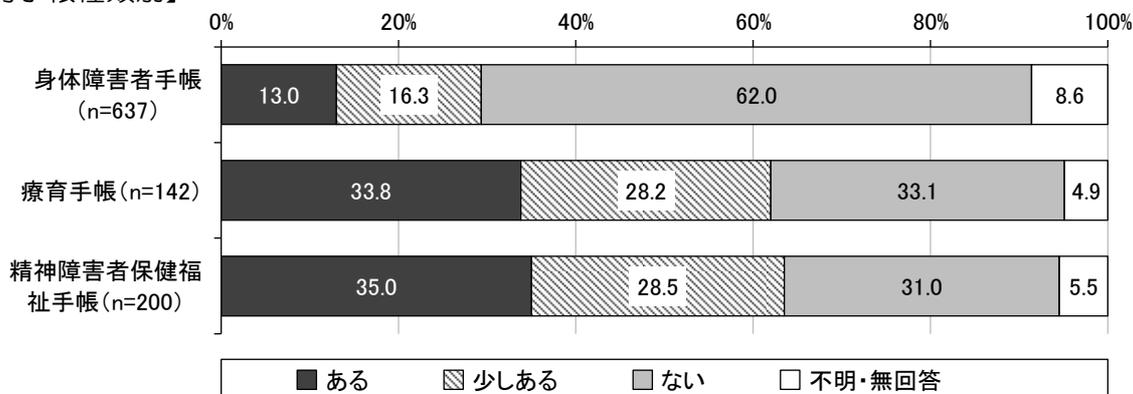
所持手帳種類別にみると、〔精神障害者保健福祉手帳〕では「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」、それ以外の種別では「職場の障がいのある人への理解」が最も高くなっています。



問 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。

所持手帳種類別にみると、〔身体障害者手帳〕では「ない」、それ以外の種別では「ある」が最も高くなっています。

【所持手帳種類別】

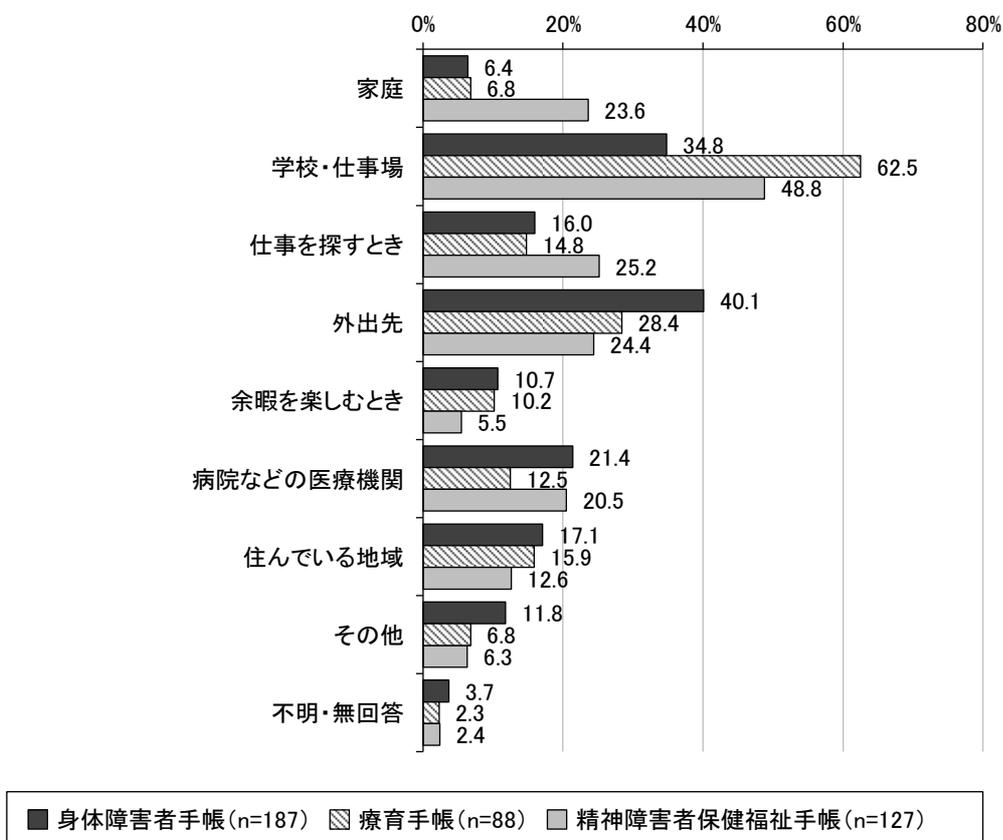


前の問で「ある」「少しある」を選んだ方のみ

問 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。

所持手帳種類別にみると、〔身体障害者手帳〕では「外出先」、それ以外の種別では「学校・仕事場」が最も高くなっています。

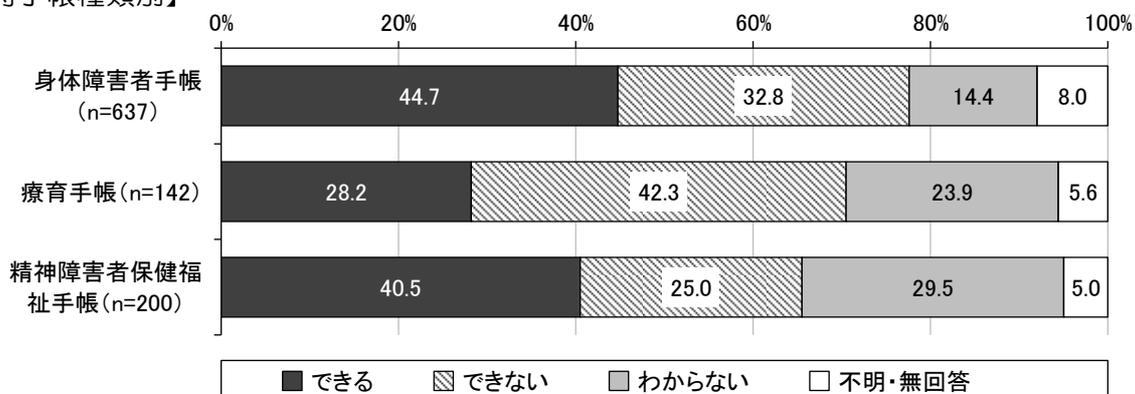
【所持手帳種類別】



問 あなたは地震や台風などの災害時に一人で避難できますか。

所持手帳種類別にみると、〔療育手帳〕では「できない」、それ以外の種別では「できる」が最も高くなっています。

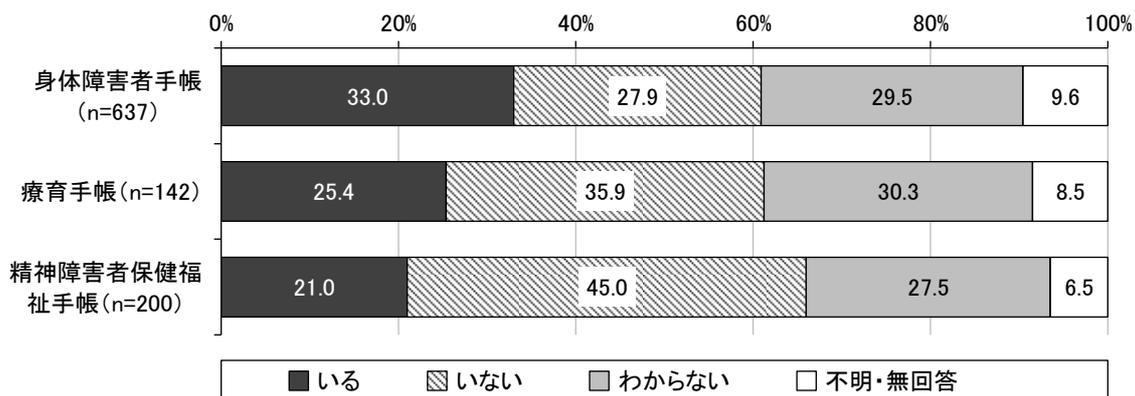
【所持手帳種類別】



問 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。

所持手帳種類別にみると、〔身体障害者手帳〕では「いる」、それ以外の種別では「いない」が最も高くなっています。

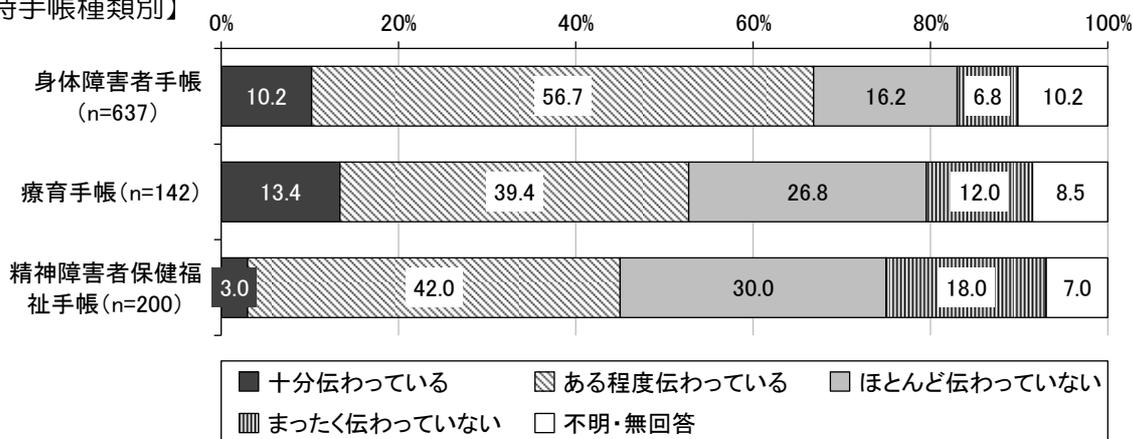
【所持手帳種類別】



問 本市では、「広報こうし」や「市ホームページ」を通じて、制度や事業、障害福祉サービスなどの情報をお伝えしています。このような情報は、あなたに伝わっていますか。

所持手帳種類別にみると、すべての種別で「ある程度伝わっている」が最も高くなっています。

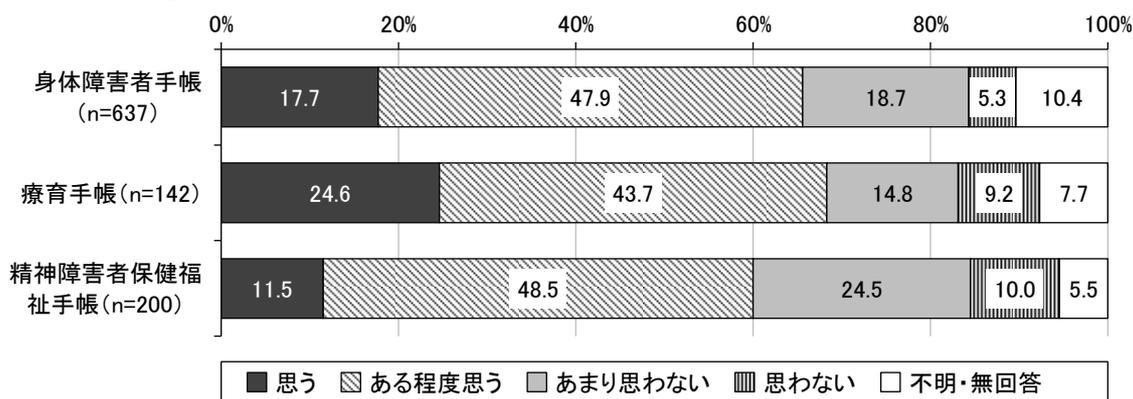
【所持手帳種類別】



問 合志市は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思いますか。

所持手帳種類別にみると、すべての種別で「ある程度思う」が最も高くなっています。

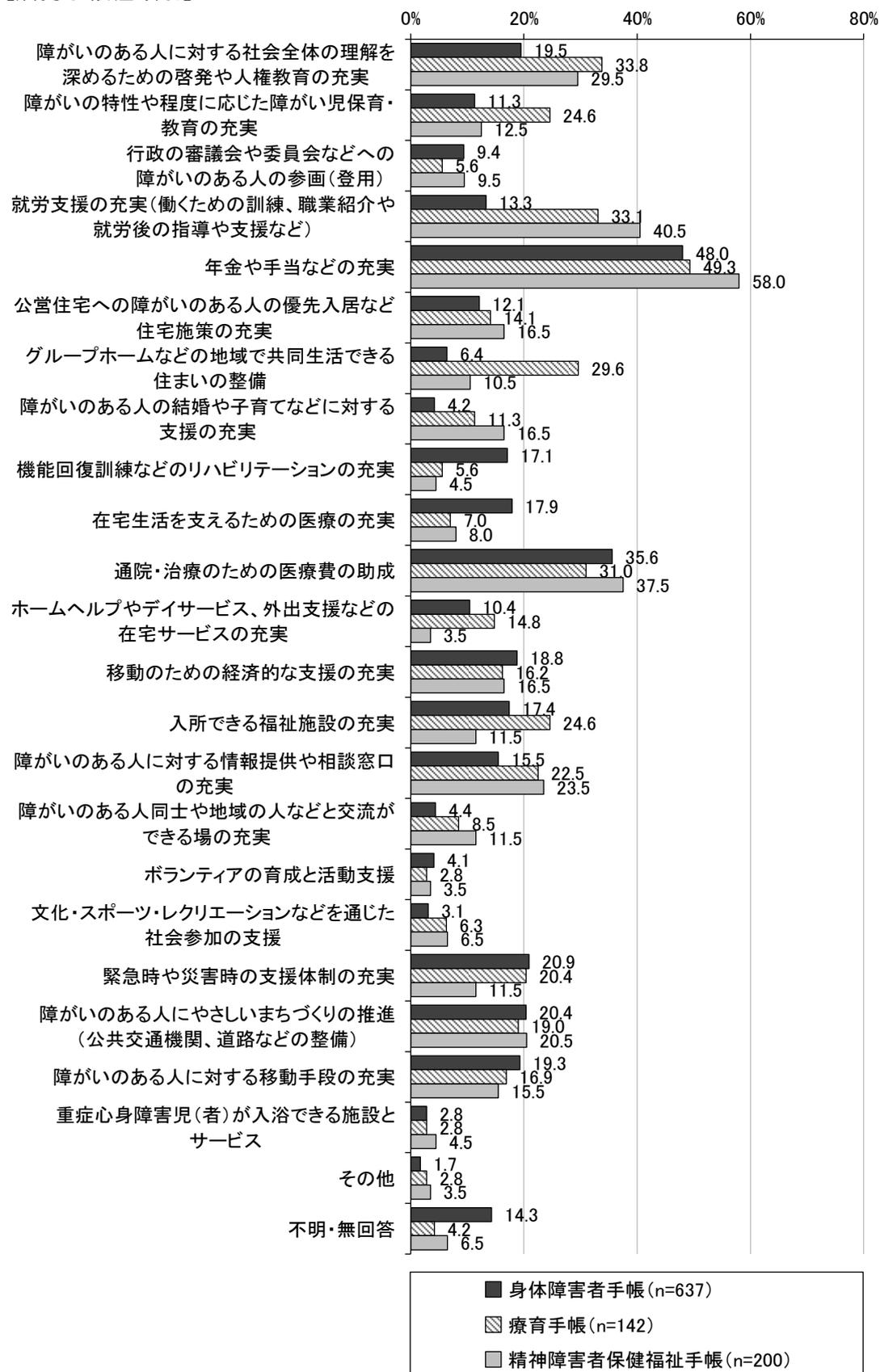
【所持手帳種類別】



問 障がいのある人にとって暮らしやすいまちにするために、行政（国・県・市）はどのようなことをさらに充実すべきだと思いますか。

所持手帳種類別にみると、すべての種別で「年金や手当などの充実」が最も高くなっています。

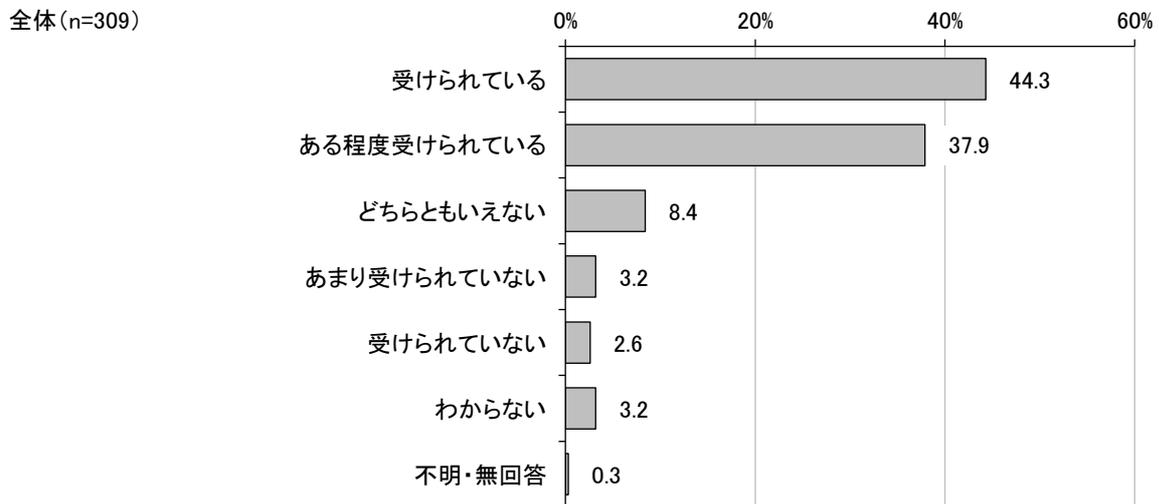
【所持手帳種類別】



(4) アンケート調査結果 (18歳未満の保護者)

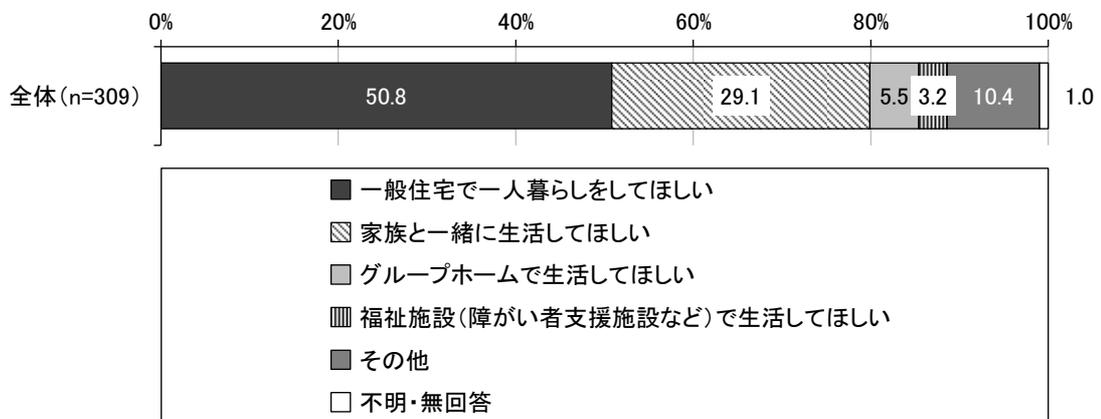
問 お子さんは通園・通学先で希望する配慮や支援が受けられていますか。

通園・通学先で希望する配慮や支援が受けられているかについてみると、「受けられている」が44.3%と最も高く、次いで「ある程度受けられている」が37.9%となっています。



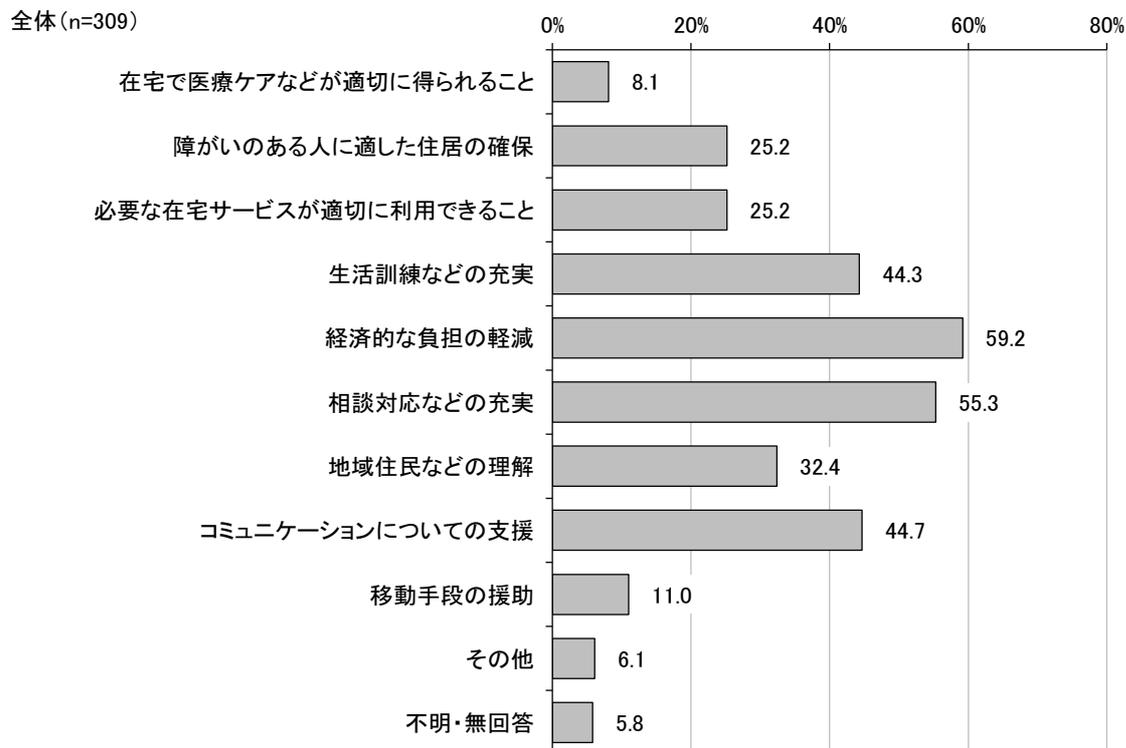
問 お子さんに、将来どのように生活してほしいと思いますか。

将来どのように生活してほしいと思うかについてみると、「一般住宅で一人暮らしをしてほしい」が50.8%と最も高く、次いで「家族と一緒に生活してほしい」が29.1%となっています。



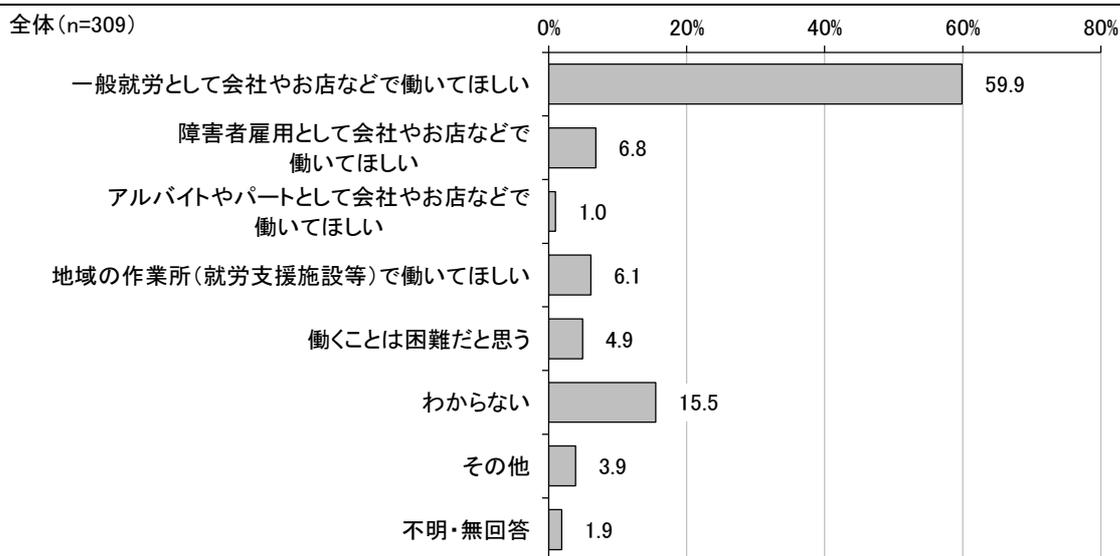
問 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。

希望する暮らしを送るためにあればよいと思う支援についてみると、「経済的な負担の軽減」が59.2%と最も高く、次いで「相談対応などの充実」が55.3%となっています。

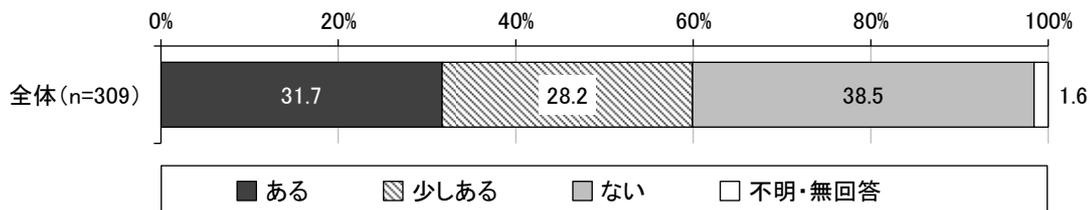


問 お子さんに将来、どのような形で働いてほしいと思いますか。

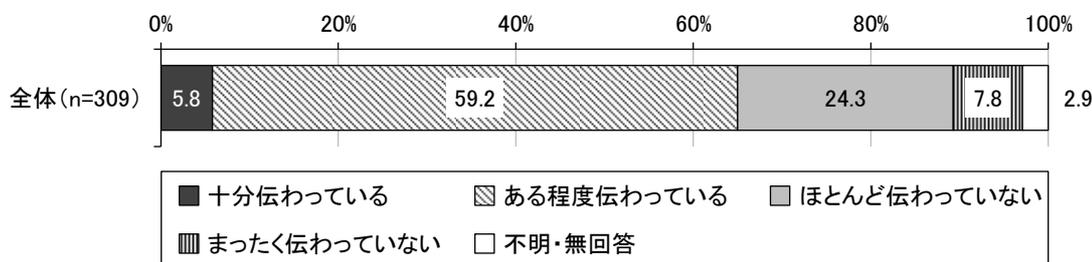
将来、どのような形で働いてほしいと思うかについてみると、「一般就労として会社やお店などで働いてほしい」が59.9%と最も高く、次いで「わからない」が15.5%となっています。



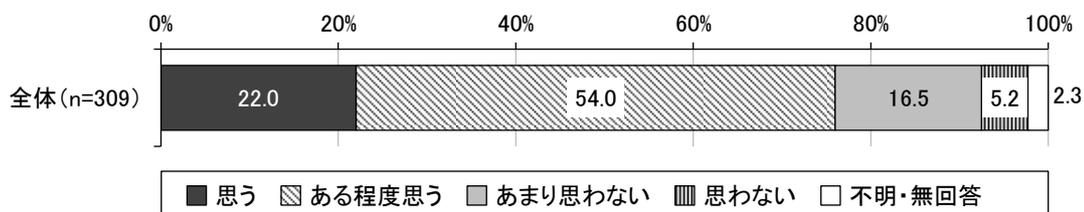
問 お子さんや保護者の方は、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。
 お子さんや保護者の方は、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについてみると、「ない」が38.5%と最も高く、次いで「ある」が31.7%となっています。



問 本市では、「広報こうし」や「市ホームページ」を通じて、制度や事業、障害福祉サービスなどの情報をお伝えしています。このような情報は、保護者の方に伝わっていますか。
 制度や事業、障害福祉サービスなどの情報が伝わっているかについてみると、「ある程度伝わっている」が59.2%と最も高く、次いで「ほとんど伝わっていない」が24.3%となっています。

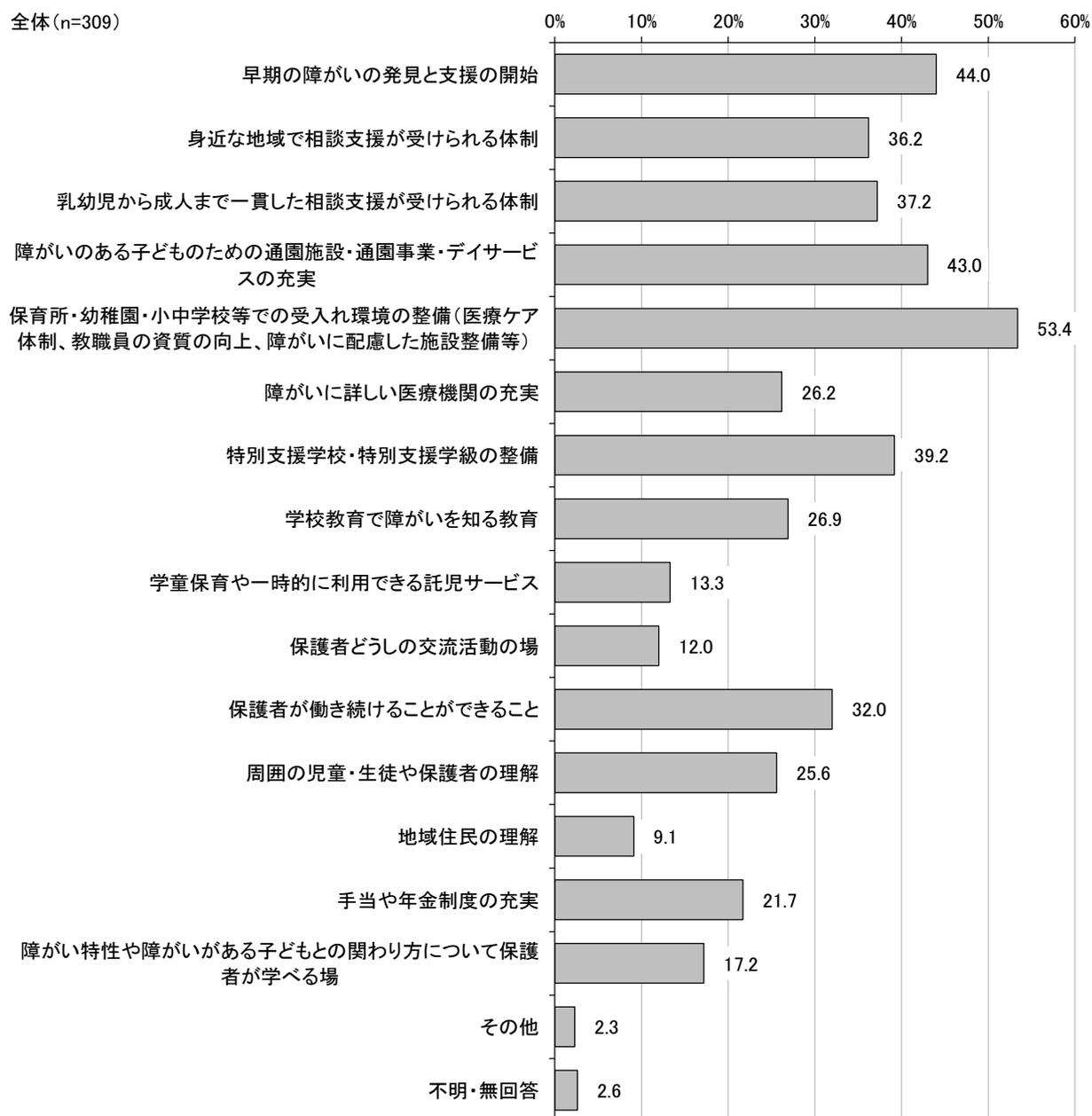


問 合志市は障がいのある子どもやその家族にとって暮らしやすいまちだと思いますか。
 合志市は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思うかについてみると、「ある程度思う」が54.0%と最も高く、次いで「思う」が22.0%となっています。



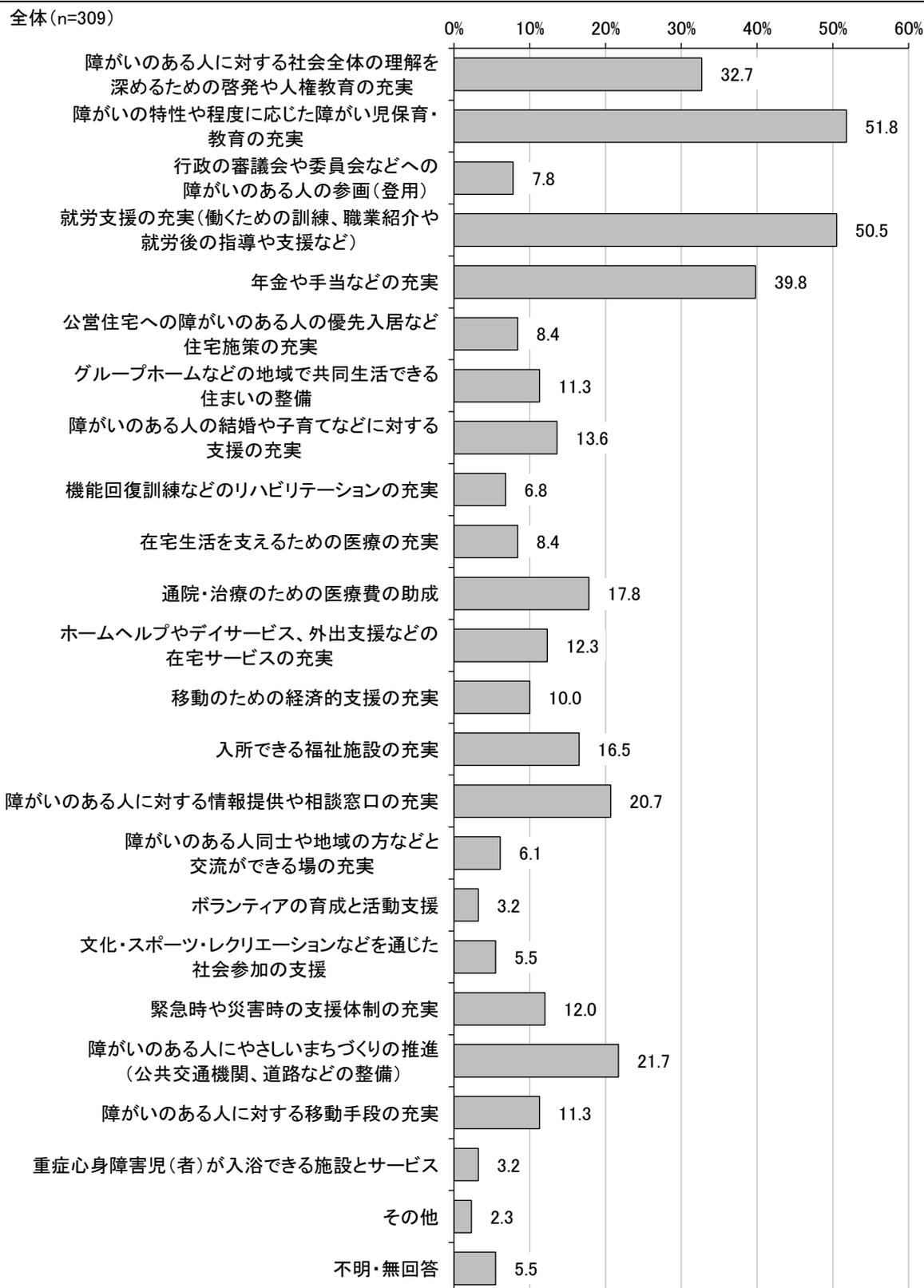
問 障がいのある子どもたちやその家族が暮らしやすくなるためには、どのようなことが必要だと思いますか。

障がいのある子どもたちやその家族が暮らしやすくなるために、必要だと思うことについてみると、「保育所・幼稚園・小中学校等での受入れ環境の整備(医療ケア体制、教職員の資質の向上、障がいに配慮した施設整備等)」が 53.4%と最も高く、次いで「早期の障がいの発見と支援の開始」が 44.0%となっています。



問 障がいのある子どもが大人になっても暮らしやすいまちにするために、行政（国・県・市）はどのようなことをさらに充実すべきだと思いますか。

障がいのある子どもが大人になっても暮らしやすいまちにするために、行政(国・県・市)がさらに充実すべきだと思うことについてみると、「障がいの特性や程度に応じた障がい児保育・教育の充実」が51.8%と最も高く、次いで「就労支援の充実(働くための訓練、職業紹介や就労後の指導や支援など)」が50.5%となっています。



3 事業所や支援者への調査結果

(1) 調査の目的

市内の障害福祉サービス事業所や支援者に対し、サービスの提供状況や事業運営上の課題、今後の展望等を把握し、計画策定における基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査概要

①アンケート調査

◇調査対象者：市内で障がい福祉分野で事業を展開されている事業所

◇調査期間：令和5年8月31日（木）～9月18日（月）

◇調査方法：WEBフォームによる調査の実施

◇有効回収数：48件

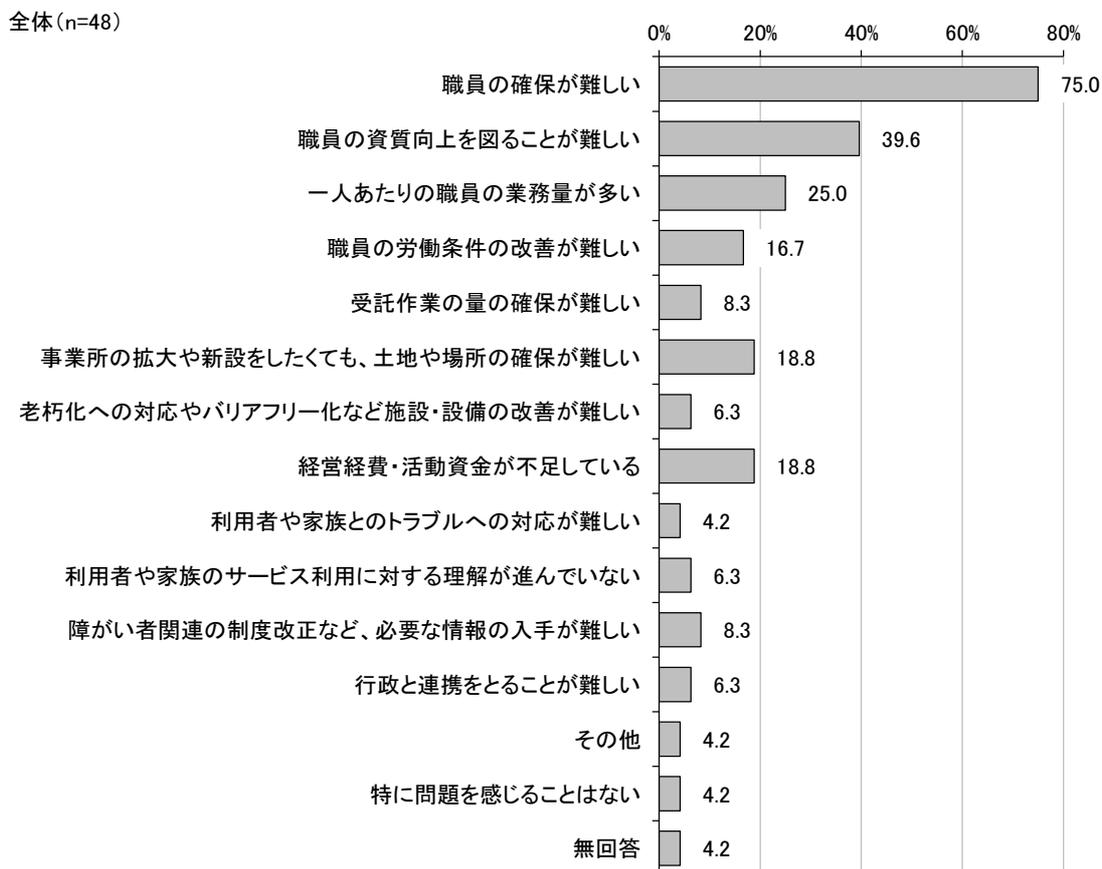
②対面による聞き取り調査

市内において、相談支援等に従事される方を対象に、日々寄せられる困りごとや充実すべき支援に関する意見等について聞き取りを行い、計画策定における基礎資料とするために実施しました。

(3) アンケート調査結果

問 事業の運営を進めていく上で、課題や問題を感じることはありますか。

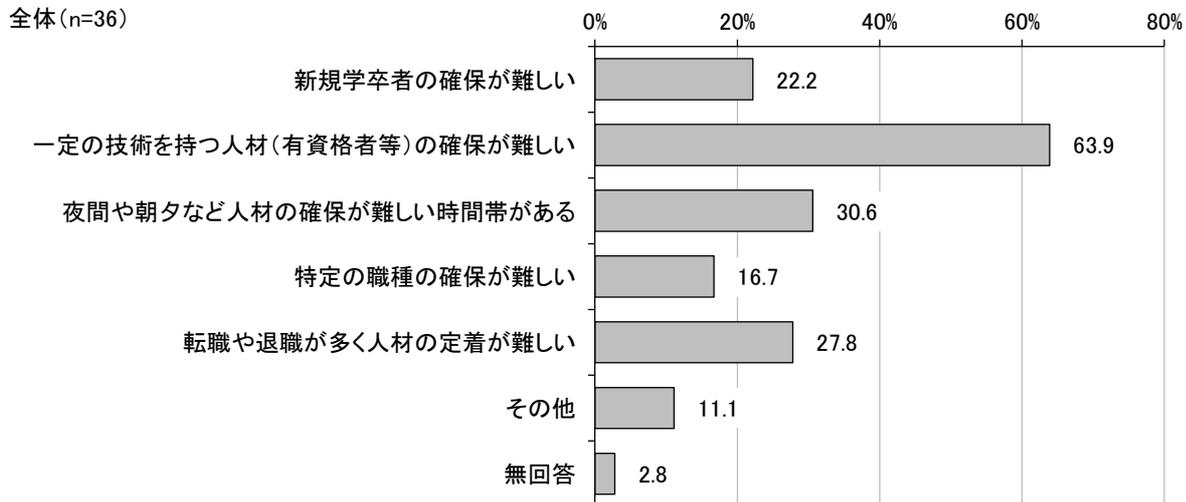
「職員の確保が難しい」が75.0%と最も高く、次いで「職員の資質向上を図ることが難しい」が39.6%、「一人あたりの職員の業務量が多い」が25.0%となっています。



前の問で「職員の確保が難しい」を選ばれた方のみ

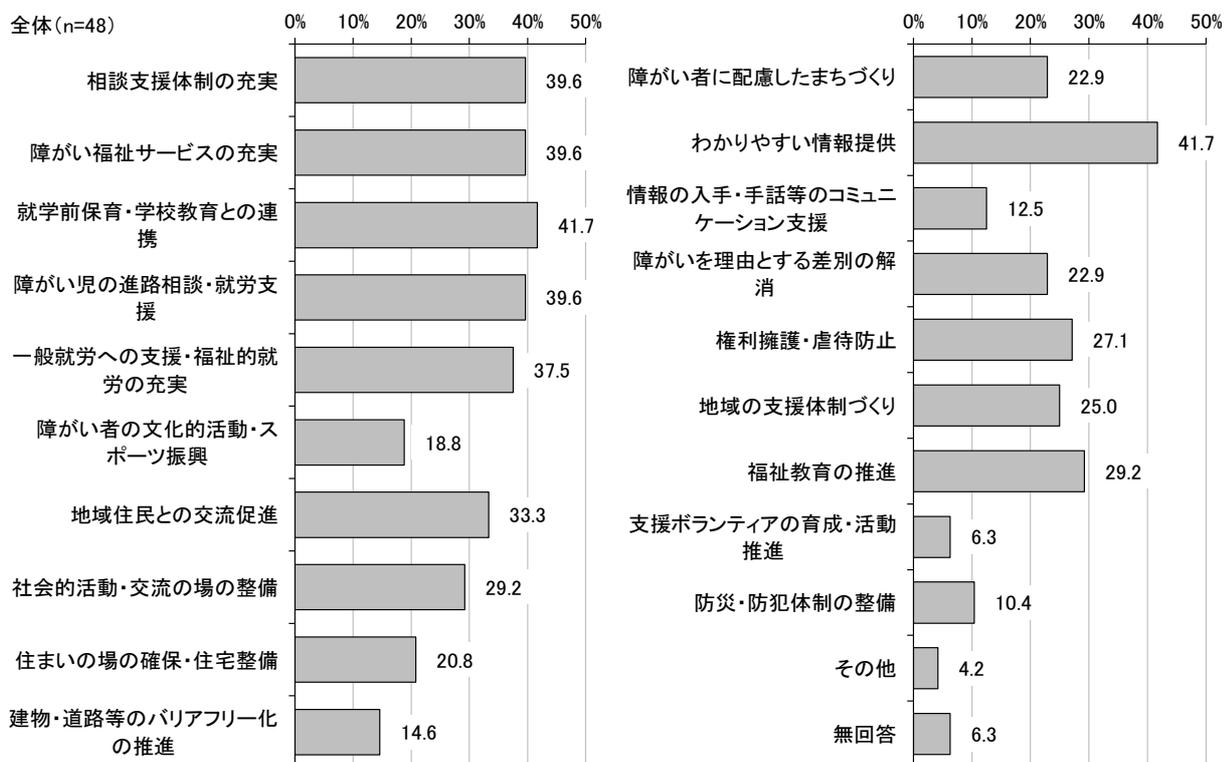
問 職員の確保に向けてどのような課題がありますか。

「一定の技術を持つ人材(有資格者等)の確保が難しい」が 63.9%と最も高く、次いで「夜間や朝夕など人材の確保が難しい時間帯がある」が 30.6%、「転職や退職が多く人材の定着が難しい」が 27.8%となっています。



問 合志市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちになるには、次のうちどの分野に重点的に取り組むことが必要だと思いますか。

「わかりやすい情報提供」「就学前保育・学校教育との連携」が 41.7%と最も高く、次いで「相談支援体制の充実」「障がい福祉サービスの充実」「障がい児の進路相談・就労支援」が 39.6%となっています。



(4) ヒアリング調査結果（障がい児支援関係者）

(現場で実際に発生している事例について)

- ・障がいのある児童生徒に対して、特別支援学級等での配慮が充分に行き届いていないケースが見受けられる。一人の先生で児童生徒への対応等について判断せず、障がい児支援関係機関へ相談や助言を求める等してほしい。
- ・児童生徒の SNS 利用に関するトラブルが見受けられる。どこまで書いて大丈夫か判断できずに、個人情報等を書き込んでしまうケースがある。
- ・コミュニケーションに難しさがあるこどもの保護者にも同様の傾向がある場合があり、情報伝達等で苦慮する場面がある。出来る限りわかりやすく伝える等の対応をしている。

(事業所また支援者としての困りごとについて)

- ・相談支援員の絶対数が足りない。サービス利用の最初の入口であるサービス等利用計画を策定する相談支援専門員が足りず、そのためにサービスの利用開始が遅れることがある。
- ・相談支援員の数が足りない背景としては、報酬が低く事業の採算が見込めないため、担い手が確保できないこと。また、相談員一人当たりの負荷が大きいことがある。
- ・サービス利用を希望する本人や家族がサービス等利用計画を作成する「セルフプラン」についても導入の声が上がることもあるが、セルフプランでは障がいのある当事者の利益を守れない事がある(家族の都合優先のプランになってしまう危険性がある)。
- ・サービスの利用に際して、自傷・他害行為がある場合は利用を断られたり退所になってしまうようなケースがあるが、本来であればどのようなこどもでも事業所が受け入れるべきだと考えている。

(今後求められる支援について)

- ・障がいのある児童生徒は、自分の困りごとを整理して伝える事が難しい。もっと SNS 等で気軽に相談出来る環境の充実が望まれる。
- ・市役所で発達に関して相談したり、乳幼児健診の際にこどもの様子を見てフォローにつなげられるような保健師の数が足りていないのではないかと思う。乳幼児健診やその後のフォロー体制が充実すれば、もっと適切な支援を受けられるこどもが増えると思う。
- ・「療育」のハードルが市民にはまだまだ高いようだ。「療育を利用する＝障がい児」という考えで、利用を拒む保護者もいるように思う。本人や保護者の困り感を軽減するために気軽に活用してほしい。広く、療育体験等できると良いと思う。
- ・アンケート結果をみると、障がいのあるこどもに対して保育士が適切な関わり方等が出来ていないような意見が見受けられるが、これは、通所支援を提供している事業所が保育所に情報提供をするべき。保育所での支援に関する助言等、もっと事業所からアプローチすべきだ。
- ・特別支援学校であっても、場合によっては保護者の送迎が必要であり、そのために退職する保護者もいる。保護者が就労できない事は税金等を考えてもマイナスになるはずだ。保護者の就労の後押しをできるよう、ガイドヘルパー等を充実すべき。
- ・障がいの有無にかかわらず家と学校以外の第三の居場所が必要と感じている。
- ・親の会がなくなっているがこどもの障がいに合わせた親の交流の場が求められている。
- ・保護者の孤立防止のために、同じ立場(同じ障がい)の親同士が繋がれる場所が重要となる。

(5) ヒアリング調査結果（相談支援事業所）

（現場で実際に発生している事例について）

- ・本来であれば、重度の方や問題行動がある方も受け入れたいが、人材不足で適切な支援の提供が見込めず、断らなければいけないケースが出ている。
- ・障がい児の保護者にも軽度の障がい等があった場合、相談やサービス利用につながりにくい。
- ・精神障がいの方の重度化等、福祉（事業所）だけではどうしようもないケースがある。訪問看護を利用するようにして、医療につながる事ができたが、実際の事例として出ている。
- ・金銭管理に困難があり、そのことを本人があまり自覚できていないケースがある。

（事業所また支援者としての困りごとについて）

- ・3歳児健診において、保護者が発達の遅れや障がいを受容するのが難しいのはわかるが、健診でフォローが必要と思われる子でも、保護者から断られるケースがある。保護者がこどもの発達の遅れや支援の必要性を認識できていない場合や拒否感情がある場合、支援につなぐのが難しい。
- ・障害児通所支援について、事業所ごとの特色等把握できなければ紹介が難しい。それぞれの事業所でどのような療育をされているのか、特徴が見えてきづらい。それぞれの事業所の特徴などが整理された情報提供があるとよい。
- ・一人当たりの業務負担が多いのと、自分が作成するサービス等利用計画が最適解なのか相談できる場所がないことが悩み。基幹相談支援センターのように、相談員が相談できる場があるとよい。
- ・市ではなく国としての課題になるが、相談支援について、困難事例等であれば対応に半日かかることがあるのに、報酬に見合わない。軽度の方と重度の方で報酬に差がないのもどうなのか。単価報酬がケアマネジャーと同等になれば、参入できる事業所が増え、人材確保にもつながるのでは。
- ・モニタリング（利用者との面談）は半年に1回だとサポートしきれない。ケースによっては3か月に一度に対応変更することもあるが、人材不足により対応にも限界がある。
- ・学習支援をするにしても、支援学級でどこまで進んでいるのかわからないので、どう支援すればいいのかかわからない。事業所と保護者と学校の3者でモニタリング会議等できるようになればよい。

（不足しているサービスについて）

- ・短期入所が機能していない。特に障がい児になると、菊池圏域でも1つ2つしかなく、熊本市まで行くことになる。また、障がいの程度や症状的に施設入所が望まれる方でも、施設入所に空きがなく、待機も多く、現実的に入所できない。日中一時支援や移動支援も不足している。
- ・児童発達支援が今後特に足りなくなると考えている。障害児通所支援で調整する時には熊本市北区まで視野に入れている。
- ・特別支援学校や放課後等デイサービスの送迎のために保護者が就労を制限される実態がある。ファミリー・サポート・センターを活用して送迎対応を図るにも、時間帯が集中する事情により、充分には人材を確保できない。保護者に就労意欲があっても現実的に難しさが生じている。
- ・精神障がいのある方の余暇活動や生産活動の場、居場所が充実するとよい。

（今後求められる支援について）

- ・相談支援専門員と市が連携して勉強会や検討会議等を開催できれば。
- ・不登校のこどもや、放課後等デイサービスにもつながっていないこども、学校を中退し社会とつながりのないこども等への支援が求められる。

4 課題の整理

(1) 日常生活を支える福祉サービス等の充実

- 障がいがあっても住み慣れた地域で暮らせるよう、障害福祉サービス等各種サービスの充実に取り組みます。また、グループホームなど、障がいのある方の多様な住まいの充実が求められます。
- サービスの安定的な供給や拡充には、人材の確保が欠かせませんが、事業所へのアンケート調査では、事業運営上の課題として「職員の確保が難しい」と回答された事業所が75%に達しており、人材不足の深刻さがうかがえます。福祉人材の確保や定着に向けて、学校に対する福祉教育の充実、地域と事業所の交流を通じた職業への理解促進など、障害福祉サービスに携わることへの関心を育むとともに、事業所等と連携した相談・定着支援等の体制充实在が求められます。
- 支援が必要な状態であっても支援に繋がっていないケースや、一つの家庭で同時多発的に問題が発生しているケース、また強度行動障がい等の困難事例が本市においても発生しています。それらの困難事例は支援が遅れると、障がいの重度化や虐待・心中等の深刻な事態にもつながる可能性があります。適正に支援につなげるための体制の整備が求められます。本市では、令和3年度より重層的支援体制整備移行準備事業を実施しており、複雑化・複合化した課題にも対応できる基盤の整備を進めてきました。障がいに関する困難事例についても、地域の相談等から、多機関協働による支援やアウトリーチによる支援等を効果的に展開し、早期発見・早期支援につなげる事が求められます。
- 障がいのある人の中心的な介助者は、多くの場合父母や配偶者といった家族となっています。介助者が介助の負担を抱え込み、肉体的また精神的に追い詰められることが無いよう、介助者への相談支援や、介助者同士が知恵を共有したり悩みを相談できる場の充実、またレスパイトケア等の充実に取り組むことが求められます。

(2) 保健・医療との連携

- 障がいのある人が健康でいきいきとした生活を送るためには、日頃から健康の保持・増進に努め、障がいの原因となる生活習慣病等の疾病の予防や、心身の健康づくりを支える適切な保健サービスの提供が重要となります。身近な地域で利用できる医療サービスのさらなる充実や、住まいや医療、福祉が身近な地域で受けられる「地域包括ケアシステム」の充実が、障がい福祉においても求められます。
- 本市は同規模自治体の中では比較的に医療の提供にも対応できる事業所が充実していますが、引き続き、事業所等と連携し、医療型の短期入所や医療的ケア児にも対応できる障害児通所支援の供給等、医療的にも対応できる支援体制の充実に努めます。
- 妊婦健診や乳幼児健診といった母子保健事業と連携し、疾病や障がいの早期発見、また早期の支援開始に努めます。特に、1歳半健診や3歳児健診は発達障がい等の早期発見に有効であり、保健師とも連携し、スクリーニングやフォローアップ体制の充実に取り組むことが求められます。

(3) 切れ目のない障がい児支援

- 近年、支援が必要なこどもが全国的に増加しており、本市でも児童発達支援や放課後等デイサービスを中心に、障害児通所支援の利用者数の増加が顕著となっています。発達相談や乳幼児健診、また保育所や学校等の連携により、発達の遅れや障がいに早期に気づき、療育等の支援に円滑につながる体制づくりが求められるとともに、身近な地域で希望する支援や療育等を受けることができるよう、事業所等と連携しながらサービスの提供体制の確保・充実に取り組むことが求められます。
- 障がいのある児童生徒の一人ひとりにあった教育が推進されるよう、就学相談や特別支援教育に取り組むとともに、障がいのある児童とない児童が交流し共に学び合う環境の充実に努めます。また、それぞれの児童や保護者が見通しをもって学校生活を送ることができるよう、個別の教育支援計画をもとにした進路相談や就職相談を推進します。

(4) 働くことへの支援

- 就労は、生活していくための収入を得るだけでなく、生きがいにつながる重要な意味を持っています。また、国としても労働人口が減少するなか、一人でも多くの障がいのある方が能力を発揮して就労することができるよう、法定雇用率の引き上げや合理的配慮の提供義務の拡大といった法整備が進められています。
- アンケート調査では、現在就労していない多くの方が「仕事をしたい(または、「仕事をしたいが、できない)」と回答されています。また、「障がいのある人の就労支援としてどのようなことが必要か」という問いについては、「職場の障がいのある人への理解」「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」等が高くなっています。
- 今後、一人ひとりの能力や個性にあわせた就労支援を行うために、ハローワークや障害者就業・生活支援センターを中心に、関係機関とさらに連携を図り、新規就労や就労定着に向けた支援を継続するとともに、企業や事業所に対しても障がいのある人の雇用の促進につながる情報提供や啓発活動の充実が求められます。

(5) 多様な社会参加への支援

- 障がいのある方の生きがいづくりや生活の質の向上、交友関係の広がりのためにも、趣味や文化芸術活動、またスポーツ等に参加しやすい環境の整備が重要です。県や関係団体とも連携しながら、障がいのある人が安全に楽しみながら文化芸術活動やスポーツ活動に参加できるように、指導者の育成、活動の場の整備、参加支援等に取り組むとともに、芸術文化活動等の成果発表の場の充実が求められます。
- 地域理解の促進に向けても、障がいの有無にかかわらず、地域や社会とさまざまな接点を持つことが重要です。そのために、地域活動や伝統行事等の場においても、障がいのある方自身が参加しやすい環境づくりが求められます。障がいのある人を「支援が必要な人」と偏った視点で捉えず、障がいがあってもボランティアや地域活動を通じて社会とつながり、認め合い支え合うことができるよう、地域のさまざまな団体等と連携し、障がいのある方の多様な社会参加を促進する取り組みの充実が求められます。

(6) 安全安心な生活基盤の整備

- 障がいのある方への虐待や孤独死等の問題を防ぐためにも、地域と連携した見守りの充実が重要となります。民生委員児童委員協議会や地域福祉連絡協議会等の既存の団体や各事業所等とも連携した、見守り活動への理解・協力の促進や充実が求められます。
- 災害時の避難について、アンケート調査では、一人で避難ができない方、また家族が不在の場合に避難支援をしてくれる方がいない方が約3割に達しています。障がいのある方を含めた避難行動要支援者については、令和3年の災害対策基本法の改正により、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされており、本市においても、事業者や地域住民と連携して、障がいのある方の避難支援体制の整備に取り組むことが求められます。
- 防犯対策に関して、全国的に比較的軽度の障がいのある方が消費者トラブルに巻き込まれたり、特殊詐欺等において気づかないうちに犯罪に加担していたという事例が多発しており、障がいのある方の防犯教育や啓発、見守りの一層の充実が求められます。

(7) 差別の解消と権利擁護の推進

- 障がいのある人もない人も、ともに支え合いながら暮らしていくためには、地域の障がいに対する理解が重要ですが、アンケート調査では知的障がいや精神障がいなど「見た目ではわかりづらい障がい」がある方を中心に、依然として差別や偏見、疎外感を感じる方がいる現状がうかがえます。さまざまな障がいについて、特に、誰もが発症する可能性がある精神疾患や精神障がいについて、正しい理解を育み、認め合い助け合う共生社会の実現に向けた広報・啓発活動や、福祉教育の充実が求められます。
- アンケート調査では、障がいのある人を支える制度や事業、障害福祉サービス等の情報について、「伝わっていない」と回答された方が多くなっています。障がいのある方の適切なサービス利用や権利擁護のためにも、特性に応じたわかりやすい情報提供やコミュニケーションの普及は重要であり、令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」も踏まえ、視覚障がい・聴覚障がい等により情報の入手が困難な人に対する情報発信や、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の一層の充実が求められます。
- 障がいのある児童とない児童が交流し共に学び合うインクルーシブ教育の充実や、それぞれの個性や強みを生かした就労の促進、また、ダイバーシティ&インクルージョンに関する啓発を推進することで、お互いに認め合い支え合える機運を醸成していく事が求められます。

第3章 基本理念

1 基本理念

本市では、平成 24 年3月に策定した「第2期合志市障がい者計画」において掲げた基本理念「障がいのある人もない人も 共に生き、ささえあうまち こうし」に基づき、一人ひとりが互いを認めあい、自分らしい暮らしを支えることのできる障がい福祉を推進してきました。

また、平成 30 年3月に策定された「第3期合志市障がい者計画」では、引き続き同様の理念を掲げるとともに、理念の達成に向けて「みんなといっしょに自分らしく暮らせるまち」「差別のない安心して暮らせるまち」という2つのまちづくり目標を定め、お互いの違いを認めあい、多様な個人が共に支え合って暮らす共生社会の実現にむけた取り組みを進めてきました。

このたびの第4期計画でも、第2期から続く基本理念である「障がいのある人もない人も 共に生き、ささえあうまち こうし」を普遍的な目標として基本理念に掲げ、実現に向けた取り組みを推進します。

障がいのある人もない人も 共に生き、ささえあうまち こうし

障がいのある人も ない人も



障がいの有無にかかわらず
誰もが尊重される、差別の
ない地域

共に生き



住み慣れた場所で生きがい
を持って暮らせる、助け合え
る地域

ささえあう



一人ひとり個性や違いを認
め合い、信頼し、支え合うこ
とができる地域

2 基本方針

基本理念の実現に向けて、取り組みの基本方針を以下のように定めます。

(1) 日常生活を支える福祉サービス等の充実

障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、地域生活を支えるサービスを充実させるとともに、多様なニーズに対応できる相談支援の充実や、困難事例にも対応できる体制の整備を図ります。また、障がいのある家族を支える介助者や保護者への支援とともに、福祉人材の養成・定着に向けた支援にも取り組みます。

(2) 保健・医療との連携

障がいや疾病の早期発見や重症化・重度化予防に取り組むとともに、地域での医療提供体制の充実を図ります。また、心の健康づくりや医療・リハビリテーションの充実を促進することで、日常生活を健康に過ごせるよう支援します。

(3) 切れ目のない障がい児支援

発達の遅れや障がいのあるこどもに対し、就学前から就学後、また学校卒業後を見据えたライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組みます。また、保護者・保育所・学校・事業所等の連携の向上を図り、こどもに対して適切な支援が継続できる体制づくりに努めます。

(4) 働くことへの支援

障がいのある方がそれぞれの個性や能力を発揮して生きがいを持って社会参加できるよう、就労の場の拡大をめざします。また、市内事業者に対し、雇用の促進に向けた相談体制の充実や各種制度の活用への推進に向けた啓発、また、合理的配慮の普及に取り組みます。

(5) 多様な社会参加への支援

障がいのある方の生きがいづくりや生活の質の向上、交友関係の広がりを促進できるよう、文化芸術活動やスポーツといった多様な社会参加の機会の確保・提供に努めます。また、それらの活動に関する情報提供や参加のためのサポートを県や関係団体と連携して行い、活動の活性化を図ります。

(6) 安全安心な生活基盤の整備

地域や事業所等と連携し障がいのある方の避難支援体制の充実に取り組み、誰もが安全で安心して過ごせるまちづくりを推進します。また、地域の支え合いに根ざした障がいのある方等の防災対策や権利擁護・虐待防止の取り組みを推進します。

(7) 差別の解消と権利擁護の推進

障がいを理由にした差別や虐待が起こることがないように、障がいへの理解促進に向けた広報・啓発や、事業所等とも連携した相談・通報体制の整備に取り組めます。

また、障がいのある方の権利擁護として、選挙等における配慮の推進や、それぞれの障がいに応じた情報提供、また意思疎通・意思決定支援に取り組めます。

3 施策体系

障
が
い
の
あ
る
人
も
な
い
人
も
共
に
生
き
、
さ
さ
え
あ
う
ま
ち

こ
う
し

1 日常生活を支える福祉サービス等の充実

- (1) 相談支援の充実
- (2) 困難事例等への対応体制の充実
- (3) 障害福祉サービス等の充実
- (4) 重度障がいのある人への支援
- (5) 住まいの確保や移動支援の充実
- (6) 介助者・保護者への支援の充実

2 保健・医療との連携

- (1) 障がいの発生や重症化予防の推進
- (2) 精神保健・医療施策の推進
- (3) 医療・リハビリテーションの充実
- (4) 保健・医療・福祉の連携強化

3 切れ目のない障がい児支援

- (1) 早期に支援につながる体制の充実
- (2) 保育所等における支援体制の充実
- (3) 一人ひとりに応じた教育の推進
- (4) 進路相談等の充実

4 働くことへの支援

- (1) 一般就労への支援の推進
- (2) 就労機会の拡充
- (3) 福祉的就労の場の充実

5 多様な社会参加への支援

- (1) 地域活動への参加の促進
- (2) スポーツや文化芸術活動の振興

6 安全安心な生活基盤の整備

- (1) 地域と連携した見守りの推進
- (2) 災害時の避難・救助体制等の充実
- (3) 防災対策の推進

7 差別の解消と権利擁護の推進

- (1) 差別解消の推進
- (2) 情報アクセシビリティの向上
- (3) 意思疎通・意思決定支援の充実
- (4) 権利擁護の推進

第4章 施策の展開

1 日常生活を支える福祉サービス等の充実

(1) 相談支援の充実



施策の方向性

- 障がいのある人が、住み慣れた地域、家庭で、個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、身近なところで相談や支援が受けられる体制の整備を推進します。
- 「障がい福祉の支援が必要でも、支援につながっていない人」「自ら助けを求められない人」に対し、家族や地域の相談から適切な支援につなぐ体制づくりに取り組みます。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
基幹相談支援センターの設置	障がいのある人や家族のさまざまな相談に対して、専門的な相談支援や、迅速な対応と解決を図るため、社会福祉協議会との連携のもと、基幹相談支援センターの設置を進めます。	福祉課
重層的支援体制整備事業との効果的な連動	障がいのある人の不登校やひきこもり等の問題に対して、複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制を構築する事業として行っている重層的支援体制整備事業と効果的に連動し、保護者や家族、地域の相談等から、多機関協働による支援やアウトリーチ等を通じた継続的支援等を展開できるよう努めます。	福祉課
相談窓口職員の資質向上	窓口の職員や相談員等の資質向上に向けて、国や熊本県が開催する、研修会等に積極的に参加します。	福祉課
計画相談支援の供給体制の充実	障がいのある人の利用意向等を踏まえたサービス等利用計画の作成を推進するため、事業者等に対して、相談支援専門員の確保充実を促し、計画相談支援の供給体制の充実を図ります。	福祉課
専門機関と連携した支援の推進	熊本県北部障害者就業・生活支援センターや熊本県障がい者権利支援センター、また熊本県医療的ケア児支援センターや熊本県難病相談・支援センター等の、県が設置する専門機関と連携し、それぞれの障がい等に応じた専門的な相談支援や情報提供を推進します。	福祉課

(2) 困難事例等への対応体制の充実



施策の方向性

- 支援が必要な状態であっても支援につながれていないケースや、一つの家庭で同時多発的に問題が発生しているケース、また強度行動障がい等の困難事例にも対応できる体制の強化にむけて、検討会やケース会議の開催に取り組みます。
- 他機関と連携し、地域の相談等から多機関協働による支援やアウトリーチ等を通じた継続的支援等の重層的支援体制整備事業を効果的に展開することで、障がいに関する困難事例の早期発見や早期の支援に努めます。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
困難事例にも対応できる体制の強化	困難事例にも対応できる体制の強化にむけて、検討会やケース会議の開催に取り組みます。	福祉課
アウトリーチ(訪問)による支援の推進	長期の不登校やひきこもりの背景には、障がい起因するケースも多いことから、アウトリーチによる支援の充実に取り組みます。また、障がいにも関連する複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人を、訪問による相談等により信頼関係の構築に努め、適切に福祉サービスにつなげます。	福祉課
多機関協働による支援の推進	複雑化・複合化した課題や複数の分野にまたがる課題を抱える個人や世帯に対して、関係者や関係機関の役割を整理し、支援の方向性を定めるなどのコーディネートを行います。	福祉課
保育・教育機関等と連携した支援の推進	障がい児やその保護者に対し、保育・教育機関や福祉サービス事業所と連携し、就学前から就学後、また卒業後を見据えた切れ目のない支援の推進に取り組みます。	福祉課 こども未来課 学校教育課
困難を抱える若者への支援の充実	高等学校に進学したものの、さまざまな理由で中途退学した人や、中学校卒業後に進学や就職ができなかった人等で、社会参加をするうえで困難を抱える人、またその家族等に対し、精神保健福祉センターや児童相談所等の県の関係機関、ならびに関連する NPO 法人等と連携を図りながら、情報提供や相談支援を行う取り組みについて検討を進めます。また、精神的な課題等を抱え、専門的な相談支援が必要とされる場合には、精神保健福祉センター等の専門機関へ適切につなぎます。	福祉課

(3) 障害福祉サービス等の充実



施策の方向性

- 障がいのある人の自立生活を支援するため、事業所と連携し、障害福祉サービス等の量的拡大とそれぞれの障がい特性に対応し得る質的向上を図ります。
- 障害福祉サービスに係る事業所の安定的な運営を促進するとともに、福祉人材の養成・定着を図り、社会資源の充実に努めます。また、緊急時のサポート体制の充実に努めます。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
円滑なサービス支給の推進	障害福祉サービスの利用申請や継続について、本人の心身の状況やサービスの利用意向などの事情を考慮し、サービス等利用計画の作成を行う「計画相談支援」「障害児相談支援」の事業について、事業所と連携し、相談員の確保・充実に努め、円滑なサービスの支給につなげます。	福祉課
サービスの提供体制の充実	自立支援協議会を通じて、課題の洗い出しや、課題解決に向けたサービスの提供体制の充実にに向けた検討を進めます。	福祉課
訪問系サービスの充実	障がいのある人の安定した在宅生活を支援するため、居宅介護等の訪問系サービスの充実に努めます。また、障がいのある人の社会参加を促進するため、行動援護、同行援護、移動支援等の外出支援サービスの充実に努めます。	福祉課
日中活動系サービスの実施	生活介護、自立訓練、短期入所等のサービスを提供し、障がいのある人の自立した社会生活や介護者等への支援を行います。	福祉課
居住系サービスの実施	グループホームの充実に努めるとともに、障害者支援施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人に対し、定期的な居宅訪問等による支援を行う自立生活援助事業を実施します。	福祉課
移動支援事業の実施	屋外での移動が困難な障がいのある人が社会生活上必要な外出や余暇活動等社会参加のために外出する際の移動支援の充実に努めます。	福祉課
地域生活支援事業の実施	障がいのある人の能力や適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう、ストーマ(人工肛門)等をはじめとした日常生活用具の給付、訪問入浴サービスや日中一時支援を提供します。	福祉課

(4) 重度障がいのある人への支援



施策の方向性

- 障がいがあっても住み慣れた地域で暮らせるよう、重度障がいのある人の生活を支える障害福祉サービスの供給に取り組むとともに、事業所等とも連携し、意思疎通や意思決定に困難がある人への適切な支援にむけた体制の充実・強化に努めます。
- 経済的負担の軽減、緊急時の体制整備など、多角的な支援に取り組めます。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
地域生活への支援の推進	重度障がいのある人の地域生活への支援に向けて、事業所とも連携し、重度障がいにも対応できるグループホームや重度訪問介護の供給体制の拡充に取り組めます。	福祉課
サービス利用に係る意思決定支援等の推進	自己決定が困難な障がいのある人のサービス等利用について、事業所とも連携し「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に則った、本人の最善の利益となるサービスの供給に努めます。	福祉課
強度行動障がい等への支援の検討	強度行動障がい等専門的支援が必要なケースについて、相談支援事業所等とも連携し、本市における実態やニーズの把握に努めます。	福祉課
経済的支援の推進	重度心身障がい者の健康と福祉の増進を図るため、医療機関で支払った医療費の自己負担分の一部を助成します。また、障がいの状況に応じて、特別障害者手当や障害児福祉手当、特別児童扶養手当、経過的福祉手当を支給します。	福祉課
日常生活用具給付事業の実施	日常生活を営むのに著しく支障のある障がいのある人に対して、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具等を給付または貸与します。	福祉課
医療と連携した支援の推進	難病や医療的ケア児等含め、医療と福祉の両輪の支援が必要な方の在宅生活への支援として、居宅介護による日々の生活支援や医療型のショートステイ等の福祉サービスの供給体制の確保・充実に努めます。	福祉課
専門的な支援の提供	医療機関や事業所、また支援学校とも連携し、重症心身障がい児や医療的ケア児など、専門的な支援が必要な障がい児の支援に取り組めます。	福祉課

(5) 住まいの確保や移動支援の充実



施策の方向性

- 障がいがあっても住み慣れた地域で暮らせるようにするには、安心して暮らせる住まいの整備が必要です。障がいのある人の地域生活を支えるために、公営住宅の適切な提供や、グループホームの供給の拡大、また自宅改修などへの適切な助成を推進します。
- 公共施設や道路等においてバリアフリー及びユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進め、障がいのある人が安心して快適に暮らせるまちづくりに努めます。
- 障がいのある人が地域で安心して安全に暮らすことができる生活環境の整備や移動しやすい環境の整備を進めます。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
居住支援の推進	合志市居住支援協議会と連携し、住居確保の相談や、居住後の地域生活が安定するまでの相談、さらに地域生活を継続していくための相談等に対応する支援体制の整備、地域ネットワークの体制の充実を図ります。	福祉課
市営住宅の提供	市営住宅の入居申し込み・抽選に際し、障がいのある人等に対して優遇措置を行い、入居することができるよう配慮します。また、建替や改修の際は、バリアフリーの視点に立った施設整備に努めます。	都市計画課
自宅改修への助成の実施	在宅で生活する重度障がいのある人の生活を支援するため、既存住宅のバリアフリー化のための改修費を助成し、在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ります。	福祉課
公道のバリアフリー化の推進	誘導用ブロックの整備や歩道の段差解消、歩車道の分離を進めるなど、公道のバリアフリー化を推進します。特に、通学路や歩行者の多い道路については歩道の新設や拡幅などの整備を計画的に進めます。	建設課
障がい者用駐車場の適正利用の推進	障がいや難病等の理由により移動に配慮が必要な方が適正に障がい者等用駐車場を利用できるよう、「熊本県ハートフルパス制度」の周知・啓発を推進し、障がい者等用駐車場の適正利用を図ります。	福祉課
外出支援サービス等の提供	障がいのある人の社会参加を促進するため、行動援護、同行援護、移動支援等の外出支援サービスの充実を図ります。また、運転免許の取得費用や、身体障がいのある人が自ら所有し運転する車の改造費用の一部を助成します。	福祉課

(6) 介助者・保護者への支援の充実



施策の方向性

- 介助者・保護者が介助や育児の負担を抱え込み、肉体的また精神的に追い詰められることがないよう、社会福祉協議会や市内の事業所と連携しながら、相談支援やレスパイトサービスの充実、また孤立防止に向けた交流・相談等の機会の充実等に取り組みます。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
レスパイトサービスの充実	保護者や介助者が負担を抱え込み、追いつめられることのないよう、レスパイト(休息)目的のショートステイが適切に利用できるよう、事業所等とも連携し、供給体制の充実に努めます。	福祉課
日中一時支援の提供	保護者や介助者の一時的な休息を目的として、障害者支援施設等で障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練などを行う日中一時支援事業について、事業所等とも連携し、供給体制の充実に努めます。	福祉課
ショートステイの充実	在宅で生活する障がいのある人の介助者が急病などの際に、障がいのある人を預かり、入浴、排せつ、食事などの介護を行う短期入所について、事業所と連携し、供給体制の充実に努めるとともに、多様なニーズや障がいに対応できる体制の充実に努めます。	福祉課
保護者支援の推進	障害児通所支援を利用するこどもの保護者に対し、保護者会の開催や、親子療育に取り組み、保護者の負担軽減や孤立防止を図ります。また、保護者の休息目的のサービス利用である「レスパイトケア」の提供に努め、保護者が前向きにこどもに向き合える環境づくりに努めます。	福祉課
互助活動の推進	社会福祉協議会との連携のもと、障がいのある当事者同士や、障がいのある人を介助する介助者同士、また障がいのある人の保護者同士など、同じ境遇の方とつながり、悩みを相談し知恵を共有し合うさまざまな互助活動を推進します。また、活動の活性化にむけて、事業所等とも連携し、ペアレントトレーニングやピアカウンセリングの機会の充実を図り、互助活動の活性化に努めます。	福祉課
交流機会の充実	「社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会」「合志市身体障害者福祉協議会」等の支援者の会、当事者の会と連携し、介助者や家族がお互いに相談したり交流できる機会の充実に努めます。	福祉課
「通いの場」の整備	社会福祉協議会と連携し、障がいのある人の家族が介護を理由に仕事をあきらめることなく、障がいのある人がいつまでも住み慣れた自宅で暮らしを営むことができるように「通いの場」の整備に取り組みます。	福祉課

2 保健・医療との連携

(1) 障がいの発生や重症化予防の推進



施策の方向性

- 疾病の予防や早期発見に取り組むとともに、こころと体の健康づくりを支える適切な保健サービスなどの提供に努めます。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
妊娠期からの健康づくりの推進	妊産婦、乳幼児に対する健康診査等を推進し、お酒やたばこの害についての周知・啓発や健康づくりに関する取り組みを推進するとともに、こどもの疾病や発達特性の早期発見に努めます。また、乳幼児健診の未受診者には受診勧奨を行うとともに、来庁が困難な乳幼児については、訪問等を通じて発達や疾病の確認を行います。	こども家庭課
生活習慣病予防の推進	糖尿病は、悪化すると腎臓障がい、神経障がいや失明など、深刻な影響を及ぼし、さらに、心筋梗塞や脳卒中のリスクを2～3倍増加させるといわれています。その他の生活習慣病についても、重症化するとさまざまな合併症を引き起こすことになり、生活に多大な支障をきたします。それらの生活習慣病について、特定健診や特定保健指導等の取り組みを通じて発症予防や重症化予防に取り組むとともに、各種健診等の受診率向上のため、チラシや通知、ホームページ掲載や電話による受診勧奨を推進するほか、必要に応じた家庭訪問型の保健指導を行います。	健康ほけん課
健康相談等の実施	市民の健康意識の向上にむけて、健康に関する講演会や健康教室の開催に取り組むほか、保健師、看護師、管理栄養士による健診結果の相談会を実施します。	健康ほけん課

(2) 精神保健・医療施策の推進



施策の方向性

- 精神障がいのある人が地域で安心して生活することができるよう、精神保健、医療、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健、医療、福祉サービスを受けられるように努めます。
- 抑うつや不眠等の辛さを抱える人が、適切に相談や医療等の支援につながるができるよう、こころの相談等をはじめとした相談体制の充実に努めます。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
こころの相談の実施	不安、気分の落ち込みや眠れない等でお悩みの人又は家族へのアドバイスをし、適切に相談機関や医療機関につながる事ができるよう、月に1回、専門の医師によるこころの相談を実施するとともに、さまざまな相談窓口とも連携したこころの健康づくりに取り組みます。	健康ほけん課
メンタルヘルス対策の推進	長時間労働や、仕事内容・仕事量の変化、職場の人間関係によるストレスが原因となり精神障がいの発症につながることも多いことから、熊本労働局の指導の下、就労におけるハラスメントの撲滅や、長時間労働の是正、適切なメンタルヘルス対策(※1)の普及に取り組みます。	商工振興課
精神疾患の早期発見に係る啓発の推進	多くの場合、精神疾患は、発症から治療開始までの期間が短いほど、重症化を防ぐことができ、社会生活への支障が軽減され、生活の質が良好に保たれるとされています。誰もが発症する可能性のある精神疾患について、できる限り早期に医療や専門機関につながる事ができるよう、広報・啓発により正しい理解を育む取り組みを推進します。	健康ほけん課
地域移行の支援	精神病床における長期入院(1年以上の入院)患者の地域移行にあたっては、保健、医療、福祉関係者による協議の場において、地域での包括的な支援やサービスの提供体制の検討を行い、円滑に地域移行できるよう努めます。また、必要に応じて退院後も訪問等による支援を継続して実施します。	健康ほけん課 福祉課

※1、平成27年12月1日から、労働者数50人以上の事業場において年に1回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務となっています。

(3) 医療・リハビリテーションの充実



施策の方向性

- 障がいのある人が、身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、医療機関とも連携しながら体制の充実に努めます。
- 本市は同規模自治体と比較し、医療的ケアにも対応できる療育や短期入所が充実しています。引き続き、事業所や専門機関とも連携し、難病患者や医療的ケア児等、福祉と医療の両輪の支援が必要な方に対する支援の充実に努めます。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
地域医療体制の充実	障がいのある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けることができるよう、地域医療体制等の充実を図るとともに、多職種連携を強化し、地域で生活できる地域包括ケアシステムの構築を図ります。	福祉課
医療費負担の軽減	障がいのある人が自宅や地域で継続して生活するために、障がいの状況に応じて、医療費にかかる自己負担金の一部を助成します。	福祉課
医療的ケア児への支援の推進	医療的ケア児に対し、引き続き医療機関や NPO 法人、医療的ケア児支援センター等の専門機関とも連携し、相談や医療型児童発達支援や医療型のショートステイ等の支援の充実に努めます。	福祉課
難病患者への支援	熊本県難病相談支援センター等の専門機関と連携し、日常生活における相談支援や就労相談支援、難病に対する理解促進等に取り組みます。	福祉課

(4) 保健・医療・福祉の連携強化



施策の方向性

- 保健・医療・福祉が連携した包括的な支援の提供を推進します。また、地域の保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制の充実に努めます。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
保健・医療・福祉の連携による支援の推進	難病や医療的ケア児等含め、医療と福祉の両輪の支援が必要な方の在宅生活への支援として、居宅介護による日々の生活支援や医療型のショートステイ等の福祉サービスの供給体制の確保・充実に努めます。また、医療的ケア児について、地域の認可保育所等における受け入れ体制の充実にむけて、保育所等において、看護師を新たに雇用する場合に、人件費の補助を実施します。	こども未来課 福祉課
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神病床における長期入院患者が地域で生活するために必要な支援を行うにあたり、保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、地域での包括的な支援や、サービスの提供体制の構築を進めます。	福祉課
医療的ケア児の就園・就学支援	医療的ケア児に対し、熊本県医療的ケア児支援センター等の専門機関とも連携した相談支援や、就園・就学に向けた支援を推進します。	福祉課

3 切れ目のない障がい児支援

(1) 早期に支援につながる体制の充実



施策の方向性

- 発達相談や乳幼児健診、また保育所や学校等の連携により、発達の遅れや障がいに早期に気づき、療育等の支援に円滑につながる体制づくりに努めます。
- 発達の遅れや障がいのあるこどもの保護者に対し、丁寧な情報提供や相談支援に努めるとともに、円滑な療育や福祉サービスの利用開始につなげます。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
発達相談の実施	ことばの遅れや、落ち着きのなさ、こだわり等、発達に関連した困りごとについて、心理相談において心理相談員が助言を行うとともに、必要に応じて、適切な支援につなげます。	こども家庭課
乳幼児健診の実施	乳幼児健診は、発達障がいを含む障がいの早期発見・早期支援に有効であり、対象となるすべての乳幼児が受診できるよう、未受診者への受診勧奨に取り組むとともに、健診で経過観察となったこどもに対しては、定期的に経過を確認し、必要に応じて専門機関や相談支援事業所につなぎます。	こども家庭課
相談・健診後のフォローの実施	育児相談・乳幼児健診・電話相談・訪問等の結果、ことばの遅れやしつけ等に関して不安や悩みを持つ保護者を対象に、心理相談員による個別相談を行うとともに、必要に応じて専門機関への受診勧奨や、児童発達支援の利用の推奨を行います。	こども家庭課
保育所等との連携による早期支援の推進	集団生活の場である保育所等の様子から、発達の遅れや特性に気づき、療育等の支援につながるケースも多いことから、保育所等との連携を強化し、障がいの早期発見また早期の支援開始に努めます。	福祉課 こども未来課
学校との連携による支援の推進	ADHD(注意欠陥・多動症)や LD(限局性学習症)は文字や計算にふれる機会の増える小学校入学後に初めてわかる場合も多く、学校とも連携した適切な支援や、必要に応じて発達相談等の受診勧奨に取り組めます。	福祉課 学校教育課
巡回支援専門員と連携した支援の推進	発達障がい等に関する知識を有する巡回支援専門員が、保育所等の施設に巡回し、発達に課題があるこどもの保育者や保護者へ適切な助言・指導をすることで、障がいの早期発見また適切な支援につなげます。	福祉課 こども未来課 こども家庭課

障害福祉サービス等の利用による支援の充実	障害者総合支援法に基づく居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援について、事業所と連携し、サービスの質と量の向上に努めます。また、相談支援事業により、障がいのある一人ひとりにあわせたサービス等利用計画を作成し、自立にむけた地域生活への支援を推進します。	福祉課 こども未来課
----------------------	---	---------------

(2) 保育所等における支援体制の充実



施策の方向性

- 障がい児や医療的ケア児の保育所等での受け入れ体制の整備や、児童発達支援や放課後等デイサービスといった障害児通所支援の適切な提供に努めます。
- 多様化する障がい児支援のニーズにきめ細やかに対応できる体制の整備に努めます。また就学前から、就学後・卒業後までを見据えた、ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進に努めます。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
保育所等訪問支援の実施	障がい児支援に関する知識及び経験、技術を有する訪問支援員が、保育所等を訪問し、一人ひとりのこどもの状況に応じた支援方法など、園生活を送る上での支援に関して助言を行います。	福祉課 こども未来課
保育施設等における受け入れの推進	保育を必要とし、日々通園できる障がい児を保育所等において受け入れます。また、障がいのある児童の保育を行うために、保育士等の加配を行った認可保育所等に対し、引き続き補助を実施します。	福祉課 こども未来課
放課後児童クラブ等における受け入れの推進	学童クラブ等障がい児受入事業により、放課後児童クラブ等での障がいのあるこどもの預かりを進めるとともに、障がいのあるこどもの預かりのための研修等を実施し、指導員のスキルアップを図ります。また、保護者の承諾を得たうえで、対象児の特性や支援について、学校と放課後児童クラブでの情報の共有を図ります。	福祉課 学校教育課
放課後等デイサービスの充実	学校の授業終了後や休業日に支援が必要な障がい児に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進など必要な支援を行う放課後等デイサービスについて、菊池圏域内の事業所と連携し、サービスの質と量の確保に努めます。	福祉課

(3) 一人ひとりに応じた教育の推進



施策の方向性

- 児童生徒の最善の利益を考え、一人ひとりにあった教育が推進されるよう、教育相談や特別支援教育に取り組むとともに、障がいのある児童とない児童が交流し、共に学び合うインクルーシブ教育の環境の充実に努めます。
- 障がいのあるこどもが合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けて学ぶことができる体制を整備します。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
教育相談の実施	障がいや疾病、発達に課題があるこどもが、一人ひとりの状況に応じて適切な環境で教育が受けられるよう、本市が独自に作成している「特別支援教育 Q&A」パンフレットも活用しながら、特別支援教育に関する情報提供や相談支援に取り組むとともに、実際に特別支援教育を希望する世帯に対し、教育相談及び教育支援委員会での審議を踏まえた就学相談を行います。	学校教育課
個別の教育支援計画の作成	特別支援教育を利用する児童生徒の個性や能力を最大限に引き出せるよう、教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努めます。また、保・幼・小・中・高と継続した支援が行えるよう、「個別の教育支援計画」の作成を進めます。	学校教育課
通級指導教室における指導の推進	ことばの発達に遅れがあるこどもを対象とした「ことば」、また医療機関等でLD・ADHD等と診断されたこどもを対象とした「LD・ADHD 等」の2つによる通級指導教室での支援に取り組めます。該当する障がいを持つこどもが適切に利用できるよう、本市で作成している説明資料も活用し、保護者に対する丁寧な情報提供や説明に努めます。	学校教育課
特別支援学級における指導の推進	こどもたちの学習・生活上の困難さを改善・克服することを支援するための、特別支援学級を各学校に設置し、こどもの状況に応じた教科の学習や自立のための学習活動を行います。	学校教育課
特別支援教育に係る人材確保の推進	特別な支援が必要な児童生徒に対し、ニーズに合わせたきめ細かな指導や支援が出来るよう、各学校に「教育活動指導員」、「教育介護補助員」を配置します。また、特別支援教育が必要な児童生徒にきちんと支援が行き届くよう、小中学校の教員や特別支援教育コーディネーター等の人材確保に努めます。	学校教育課

ICT機器等の活用	タブレット等の ICT 機器を有効に活用することにより、障がい起因する困難、例えば「見えにくい」「聞こえにくい」等の困難を軽減できるケースがあります。児童生徒の状況にあわせ、それらの技術を柔軟に取り入れた特別支援教育を推進します。	学校教育課
インクルーシブ教育の推進	障がいのある児童とない児童が、同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育の推進に向けて、特別支援教育コーディネーター等の専門人材とも連携し、障がいのあるこどもが通常学級等に在籍する際に必要な「合理的配慮」の提供に取り組みます。また、障がいの有無にかかわらず、お互いの個性や強みを発揮できる機会の確保に努め、お互いに理解し認め合い支え合う機運の醸成を図ります。	学校教育課
適応指導教室による支援の推進	何らかの理由で欠席しがちな児童生徒に対して、学校と保護者が連携していくとともに、不登校状態にあるこどもの社会的自立をめざし、指導にあたっていきます。また、必要があれば教育相談員、養護教諭、担任等、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携して、対象児童生徒と保護者を支援して取り組んでいきます。	学校教育課

(4) 進路相談等の充実



施策の方向性

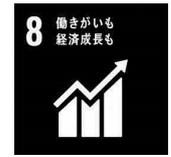
- 各学校や、特別支援教育コーディネーター等の専門職と連携し、一人ひとりの状況に応じた進路相談に取り組みます。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
進路相談の実施	小学校から中学校、中学校から高校等への進学の際に、特別支援教育コーディネーター等の専門職と連携しながら一人ひとりの状況に応じた進路相談や適切な助言を推進します。	学校教育課
学校等と連携した就職支援の推進	特別支援学校等と連携し、障がい児の職業能力の開発や向上を図るとともに、職業体験や就職相談等の支援を推進します。また、特別支援学校等で作成する個別の教育支援計画と事業所等で作成するサービス等利用計画について、個人情報保護に留意しつつ相互に共有され、連携して活用される体制の整備に努めます。	福祉課 こども未来課 学校教育課

4 働くことへの支援

(1) 一般就労への支援の推進



施策の方向性

- ハローワークや障害者職業センター等の関係機関と連携し、就労や障がい者雇用に関する支援に取り組み、一般就労への移行を推進します。また、本市における障がい者雇用の一層の促進を図ります。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
本市における雇用の推進	障がい者雇用の促進に向けて、令和6年・令和8年に段階的に法定雇用率が引き上げられることが決まっています。本市における障がい者雇用について、「合志市職員障がい者活躍推進計画」に基づき推進するとともに、障がいの特性に応じたサポートや合理的配慮による就労環境の改善を図ることで、継続して働くことができるように取り組みます。	福祉課 総務課
障がいのある人への就労支援の推進	働く意欲のある障がいのある人が、必要な段階で就労支援を受けることができるよう、本人やその家族等に対して、熊本県北部障害者就業・生活支援センター「がまだす」等の専門機関の周知を図るとともに、障がいのある人の就労に向けた知識や能力の向上等のために就労系福祉サービスの利用を促進します。	福祉課
就労定着等への支援の推進	障害者就業・生活支援センター等の関係機関とも連携し、障がいのある人が職場に適応・定着できるための支援を行います。また、事業所等とも連携し体調管理や金銭管理、また日常生活や地域生活に関する助言を行い、生活の安定を図ります。	福祉課
障がい者雇用に関する相談等支援の充実	ハローワークをはじめ、熊本障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図りつつ、企業への障がい者雇用に関する相談体制の充実に努めます。また、企業等に対して、トライアル雇用やジョブコーチ、もにす認定制度等の各種制度の情報提供等を推進し、利活用の促進を図ります。	福祉課

(2) 就労機会の拡充



施策の方向性

- 障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、多様な就業の機会の確保に努めます。
- 市内企業に対し、障がい者雇用についての理解を促すとともに、関係機関が連携し、障がい者雇用の拡大と働きやすい環境づくりをめざします。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
関係機関のネットワークの強化	障がいのある人の雇用・就業支援のためハローワークや障害者就業・生活支援センター、経済団体、民間事業所等とのネットワークを充実させ、障がいのある人の障がい・職業能力に応じた多様な就業形態とその就業の場の拡大をめざします。	福祉課
就労に係る合理的配慮の普及	令和6年4月から「合理的配慮の提供」が民間事業者も義務化するため、雇用・就労の場面においても、適切な合理的配慮の提供が求められます。本市では、近年、半導体関連企業等の進出が増加しており、新たに本市で事業を開始する企業等においても、適切に配慮が提供されるよう、関連機関とも連携した広報・啓発に取り組みます。	福祉課 商工振興課
雇用促進のための啓発活動の実施	民間企業等に対し、障がい者雇用率の向上を目的として、広報やホームページを活用し、雇用にかかわるトライアル雇用制度や助成制度等を含めた各種制度や情報の周知を図ります。	福祉課
学校等と連携した就職支援の推進	特別支援学校等と連携し、障がい児の職業能力の開発や向上を図るとともに、職業体験や就職相談等の支援を推進します。	福祉課
再就職への支援の推進	障がいのある人や就労にブランクのある方等も対象に、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の専門機関等と連携した就労相談や職場定着への支援の充実に努めます。	福祉課
農福連携の推進	障がいのある人の就労機会の創出や、生きがいづくりにもつながる仕事として、近年、障がいのある人が農業に従事する「農福連携」が注目されています。本市においても、関係課や農業従事者、事業所や団体等と連携し、障がいのある人の就労機会の拡充に努めます。	福祉課

(3) 福祉的就労の場の充実



施策の方向性

- 一般就労が困難な障がいのある人に対して、日中活動の場の確保に取り組めます。
- 市内の自主製品を販売する障害福祉サービス事業所を支援し、障がいのある人が生産する製品の販売機会の拡大や障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
地域活動支援センターの運営	社会福祉協議会と連携し、地域活動支援センター機能強化事業に取り組めます。また、社会福祉協議会において、それぞれの障がいの特性に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供のほか、社会との交流促進等、さまざまな事業を行います。	福祉課
工賃向上や物品調達に係る取り組みの推進	合志市障がい者優先調達推進方針を踏まえ、障害福祉サービス事業所等における委託業務の発注や物品購入等の推進を図るとともに、市が主催するイベント等において障害者就労施設等の販売スペースの確保など、販売機会の創設及び市民等へ広く周知を図ります。	福祉課

5 多様な社会参加への支援

(1) 地域活動への参加の促進



施策の方向性

- 障がいの有無にかかわらず、ともに地域で役割を持って活躍できる地域共生社会の実現をめざします。また、地域での障がいのある人との交流機会の充実を図り、障がいに対する理解を促進します。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
障がいのある人と連携した活動の推進	毎年12月3日から12月9日までの「障害者週間」において、障がいの理解の促進につながる情報提供を重点的に行うとともに、障がいのある人との交流会等、障がいのある人への理解を深めるための積極的な取り組みを実施します。また、障がいのある人と連携し、学校での障がい体験等の福祉教育を推進できるよう努めます。	福祉課
地域活動等への参加の促進	障がいのある人が、地域や社会とさまざまな接点を持つことができるよう、地域活動や伝統行事等の場においても、障がいのある人自身が参加しやすい環境づくりが求められます。地域のさまざまな団体等と連携し、障がいへの理解促進とともに、障がいのある人が参加しやすい活動の企画等にも取り組みます。	福祉課
多様な活動への参加の促進	障がいのある人の意見が行政運営や地域活動等において反映されるよう、当事者やその家族との対話の場を継続して設けるとともに、誰もが参加しやすい環境を整えつつ、本市において福祉計画等を策定する際には、審議会や策定委員会等への参画促進に取り組みます。	福祉課
多様な居場所づくりの推進	障がいのある人やその家族、また事業所やNPO等とも連携し、障がいのある人が気軽に集うことができる、多様な居場所づくりの推進に努めます。	福祉課

(2) スポーツや文化芸術活動の振興



施策の方向性

- 障がいのある人の多様な個性や感性を表現する場を広げるといった観点から、絵画や音楽をはじめとした文化・芸術活動においても、参加や発表の機会の拡大に努めます。また、障がいのある人の読書環境の充実に努めます。
- スポーツへの参加は健康増進や交友関係の広がりなど、さまざまなメリットがあります。市内のスポーツ団体や民間のスポーツクラブ等も含め、障がいがあっても参加・加入しやすい環境づくりや、参加に向けた情報発信の充実に努めます。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
文化・芸術活動の振興	障がいのある人が安全に楽しみながら文化芸術活動やスポーツ活動に参加できるよう、指導者の育成、活動の場の整備、大会の開催及び参加支援等を行います。	生涯学習課
読書環境の充実	図書館に来館することが困難な障がいのある人に対し、郵送による貸し出しを行う「障がい者郵送サービス」を引き続き実施します。また、録音図書や点字図書、LLブック(※1)の充実に努めるなど、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた読書環境づくりに努めます。	生涯学習課
スポーツの振興	市内のスポーツ団体や民間のスポーツクラブ等も含め、障がいがあっても参加しやすい環境づくりや、障がいのある人のスポーツ参加に向けた情報発信の充実に努めます。また、本市ではeスポーツを活用した認知症予防に取り組んでおり、障がいのある人に対しても、eスポーツを活用した交流活動の促進や健康づくりに取り組みます。また、障がいがある人とない人が共に楽しめるスポーツの普及に取り組みます。	生涯学習課

※1、LLブック…スウェーデンが発祥で、「やさしく読める」という意。文章に絵文字を添えるなど、日本語を読み、理解することが難しい人のためにわかりやすく作られた本のこと。

6 安全安心な生活基盤の整備

(1) 地域と連携した見守りの推進



施策の方向性

- 障がいのある人の見守り体制の充実にむけて、地域と連携した取り組みを推進します。
- 障がいのある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取り組みを進めます。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
ヘルプカード・ヘルプマークの周知の推進	義足や人工関節を使用している人、内部障がいや発達障がい・難病の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人たちが、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのヘルプカード・ヘルプマークについて、広報等を通じて広く周知を推進するとともに、必要な方に対し窓口における配布を行います。	福祉課
民生委員児童委員等と連携した見守りの推進	個別避難計画の更新のもと、地域での見守りが必要な人、世帯の把握を行うとともに、民生委員児童委員協議会や地域福祉連絡協議会等の既存の団体や各事業所等への見守り活動の協力を要請するなど、見守り等の支援の輪を広げていくための啓発・声かけを行いながら、地域での見守り活動の充実を進めます。	福祉課
防犯対策の推進	消費生活センター窓口において専門相談員を配置し、消費者被害やトラブルの未然防止や早期解決のための消費生活相談を実施します。また、詐欺や窃盗等の犯罪について、障がいのある人が被害者にも加害者にもならないよう、広報・啓発・見守り・相談体制の充実に努めます。	福祉課 安全安心課
学校等と連携した見守りの推進	障がいのある人は、障がいのない人より犯罪被害にあうリスクが高いとされています。特にインターネットや SNS を通じた被害が多いとされており、学校や事業者、金融機関等の店舗と連携して、早期に異変に気付き、声掛けや相談から被害を未然に防止できる体制の充実に取り組みます。	福祉課 学校教育課 安全安心課
学校と連携した防犯教育の推進	学校と警察との連絡協議会において、防犯に関する情報交換や合同研修会を実施し、学校等における生徒指導等に効果的に反映できる取り組みを推進します。また、学校、家庭、地域との連携による、児童生徒の非行防止と健全育成に努めます。	福祉課 学校教育課

(2) 災害時の避難・救助体制等の充実



施策の方向性

- 地震や大雨等の自然災害が全国的に頻発しており、障がいのある人の避難支援体制の充実や、障がいに配慮された、安心して避難できる避難所の整備が求められます。
- 災害発生時において障がい特性に配慮した適切な情報伝達や避難支援を行うとともに、安心して避難ができる体制の整備を進めます。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
避難支援体制の強化	災害発生時における避難行動要支援者の安全かつ的確な避難のため、地域や事業所等と連携し、避難行動要支援者名簿への登録を推進するとともに、一人ひとりの状況に応じた具体的な避難計画である個別避難計画の作成や避難支援員の確保に努めます。	福祉課 安全安心課
障がいに配慮した避難所運営の充実	障がいのある人が安心して避難生活を送ることができるよう、事業所等とも連携し、災害時受入が可能な福祉施設(災害協定締結施設)の拡大を図るとともに、仕切りや個室、バリアフリートイレなどが整備された、障がいのある人に配慮した避難所の充実に努めます。	福祉課 安全安心課

(3) 防災対策の推進



施策の方向性

- 災害時に障がいのある人が、適切に避難等ができるよう情報発信体制の充実に努めるとともに、障がいのある人の防災訓練等への参加の呼びかけを行います。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
情報発信の推進	災害情報の伝達について、必要な情報を迅速に届けられることができるよう、ホームページや防災メール、SNS、防災行政無線とさまざまな形での情報発信を推進します。	安全安心課
防災訓練の実施	障がいのある人の地域防災訓練への参加を促すことで、障がいのある人と市民の相互理解を深めるとともに、自治会等に対し、防災訓練等の際に障がいのある人の参加が可能となるよう、呼びかけや配慮の充実に努めます。	福祉課 安全安心課

7 差別の解消と権利擁護の推進

(1) 差別解消の推進

施策の方向性



- 障がいや理由とする差別を受けたり、障がいへの配慮がないため暮らしにくさを感じたりすることがないように、市民に対して障がいについての理解を促し、差別のない社会づくりに向けた取り組みを推進します。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
差別解消にむけた広報・啓発の推進	「障害者差別解消法」の趣旨等について市民の関心と理解を深めるため、効果的な広報・啓発を図ります。また、法制度や国が策定する基本方針の趣旨に基づき、庁内でのさらなる取り組みの推進に努めます。	福祉課 総務課 人権啓発教育課
学校と連携した福祉教育の推進	小中学校と連携し、アイマスク体験等、障がいに対する理解と認識をつちかう学習を年間計画の中に位置づけるとともに、学習で学んだことが生活の中でいかせるよう、教育内容の充実に努めます。	福祉課 学校教育課
心のバリアフリー教育の推進	障がいの「社会モデル」の考え方を踏まえ、学校の教育活動全体を通じた障がいに対する理解の促進や、ユニバーサルデザインを取り入れた環境整備、障がいのある児童生徒とない児童生徒が互いに交流したり、通常学級で共に学ぶインクルーシブ教育の在り方に関する情報収集や検討を行い、実践することで、児童生徒の心のバリアフリー教育を推進します。	福祉課 学校教育課

(2) 情報アクセシビリティの向上



施策の方向性

- 障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、情報機器の活用や情報提供のあり方を工夫し、情報アクセシビリティの向上を推進します。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
障がいに配慮した情報提供の推進	意思疎通に困難のある人が情報を取得することができるよう、さまざまな障がいの特性に応じた手段による情報提供を行います。また、広報紙等は、色覚多様性のある人に配慮した色使いや、UD(ユニバーサルデザイン)書体を使用します。また、視覚障がいのある人へ、広報紙掲載情報を、ボランティアの協力により音声化して提供します。また、情報提供の方法として、音声コードの利用等を推進します。	福祉課 企画課
障害福祉サービス等の情報提供の推進	広報紙やホームページ、職員出前講座やリーフレットの配布などを通じて、障がいのある人に関する法律や制度、障害福祉サービスや相談窓口について情報提供を行います。また、リーフレット等については、情報の内容を適宜見直し、誰にでもわかりやすい表現にするなど、追加・改訂を行い、情報提供の拡大を図ります。	福祉課 企画課

(3) 意思疎通・意思決定支援の充実



施策の方向性

- 障がいのある人が、できる限り不利益を受けないよう、事業所やボランティア等とも連携した意思の疎通や決定に係る支援の充実に取り組みます。
- 相談支援事業所等と連携し、意思疎通や意思決定等に困難がある方の場合でも、利用者目線にたったサービスの提供の推進に努めます。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人とのコミュニケーションを専門的に支援する手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者について、県ろう者福祉協会等の関係団体とも連携し、養成講座の受講者数の確保や計画的な養成に努めます。	福祉課
意思疎通・意思決定支援の推進	障がいのある人が日常生活においてできる限り不利益を受けないよう、意思疎通また意思決定の支援体制の充実や、選挙(投票等)に関する支援・配慮の推進にも努めます。	福祉課 選挙管理委員会
本人の利益を尊重したサービスの提供	事業所等と連携し、意思疎通や意思決定等に困難がある方の場合でも、利用者目線にたった、利用者にとって最善の利益となるサービスの提供の推進に努めます。	福祉課

(4) 権利擁護の推進



施策の方向性

- 障がいのある人が自らの意思に基づいて生活し、権利が守られるように、必要な制度やサービスを周知啓発するとともに、適切な利用を支援します。
- 障がいのある人への虐待を防止するとともに、家族や介護者を支援します。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当課
法律相談の実施	毎月2回の法律・行政・心配ごと相談を社会福祉協議会と連携し行います。	総務課
日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)	認知症や障がい等の理由により、福祉サービスの利用の判断や金銭管理に課題がある方に対し、社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援に取り組み、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助を行います。	福祉課
成年後見制度に係る相談支援の推進	成年後見制度について、司法書士による成年後見制度に関する相談会を定期的実施し、相談内容や必要に応じて専門機関につなげます。	福祉課
成年後見制度に係る支援体制の整備	成年後見制度に係る支援体制の充実に向けて、関係機関が連携し、早期に発見し適切な支援につながる仕組みづくりを進めます。具体的には地域連携ネットワークの段階的な整備、中核機関の運営、合志市成年後見制度利用促進委員会の運営を行い、本市における体制の充実を図ります。また、社会福祉協議会等や関係機関との連携のもと、身寄りがいないなどの理由で成年後見の申し立てをする人がいない場合については、本人に代わって審判の申し立てを行うほか、成年後見人等の報酬を助成します。	福祉課
選挙への支援の推進	障がいのある人を含め、誰もが投票しやすい環境づくりや対応に努めます。投票所においては、車イス及び車イス用の投票記載台、投票記載台への照明灯、点字や拡大文字による候補者名簿、点字盤、虫眼鏡、老眼鏡、文鎮、スロープの設置(または常時人的介助が可能な体制をとる)など、必要な配慮を提供します。	福祉課 選挙管理委員会
虐待防止の推進	合志市障がい者虐待防止センターが中核となり、障がいのある人への虐待防止及び、相談があった際の早期介入・解決に取り組みます。また、通告義務の周知等をはじめとして、障がいのある人を虐待から守る取り組みを行います。	福祉課

第5章 計画の推進にあたって

1 連携・協力の確保と地域で支える体制づくりの推進

国では、地域における共生社会の実現に向け、さまざまな障がい福祉制度の改革を進めています。このような中で利用者が適切なサービスを利用できる環境を整えていくには、制度や障害福祉サービス等への理解を深めていくことが必要です。

障がい福祉施策を一体的に推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、関係部署の密接な連携・協力を図るとともに、県や近隣市町との連携・協力体制の一層の強化を図ります。また、取り組みの実施にあたっては、行政と地域住民、社会福祉協議会、企業ボランティアを含めた民間福祉団体との協働による福祉活動の展開と、地域における推進体制を構築します。

2 広報・啓発活動の推進

障がいのある人等が住み慣れた地域で暮らしていくために、障がいや障がいのある人等に対する正しい理解と認識を深める広報・啓発活動、理解促進のための取り組み、ボランティア活動の推進のための取り組み等を、行政、社会福祉協議会、企業、NPO 等と連携して推進します。

3 計画推進体制の充実

この計画の推進も含めて、障がい福祉施策は保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境等、生活にかかわるあらゆる分野、領域にわたっています。

このため庁内の関係各課による情報共有や意見交換に努める等、庁内各分野間の連携・調整の強化を図り、障がい者福祉施策の課題解決に向けて総合的・効果的な取り組みを推進します。

計画の進捗管理については、利用者のニーズに対応して、P(Plan 計画)D(Do 実行)C(Check 評価)A(Action 行動)サイクルに沿って、サービス提供体制の整備と見直しを行います。

また、計画を効果的に推進するために、地域自立支援協議会と連携し、関連する施策及び事業の進捗状況の点検・評価等の計画の進行管理に努めます。また、社会情勢の変化や各種制度、法令の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

資料編

1 委員名簿

番号	所属	役職名	氏名	備考
1	社会福祉法人 山紫会 くぬぎ園	施設長	吉田 明雄	福祉団体
2	社会福祉法人 ひまわり福祉会 テクニカル工房	副施設長	荘林 充和子	福祉団体
3	社会福祉法人 共生福祉会 サンシャインワークス	統括管理者	塚本 嘉郎	福祉団体
4	社会福祉法人 社会福祉協議会	障がい者支援センター 「れんがの家」課長	仲光 美紀	福祉団体
5	合志市民生・児童委員協議会連合会	会長	木村 一三	福祉団体
6	合志市小中学校校長会	会長	淵上 佳宏	学識経験者
7	合志市認可保育園連盟	副会長	田中 早苗	福祉団体
8	菊池郡市医師会	会員	片山 功夫	保健・医療
9	合志市身体障害者福祉協議会		木永 健一	福祉団体
10	熊本県北部障害者 就業・生活支援センター「がまだす」	主任就業支援担当者	川上 美幸	福祉団体
11	菊池地域振興局 菊池保健所	保健予防課長	大川 加須美	関係行政機関

2 用語集

あ行

○アウトリーチ

援助を求めている人のいる場所におもむいて援助を提供すること。特に、援助のニーズが不明確な場合には、アウトリーチ活動によって潜在的なニーズを把握し、応えていくことが重要とされる。

○一般就労

民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。

○医療的ケア

日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。通常、医師免許や看護師等の免許を持たない者は、医療行為を反復継続する意思をもって行うことはできないが、平成24年度の制度改正により、看護師等の免許を有しない者も、医療行為のうち、たんの吸引等の5つの特定行為に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなった。

○医療的ケア児

医療的ケアが日常的に必要なこどものこと。

○インクルーシブ

「包摂的な、包摂性のある」という意味であり、「排他的」の対義語となる。包摂とは、あるものを包括的に受け入れることを指し、「包摂的な社会」とは、異なる意見や立場、文化や価値観などを受け入れ、調和が図られている社会を指す。

○インクルーシブ教育

障がいのあるこどもとないこどもが、同じ場でともに学ぶこと。障がいのあるこどもが一般的な教育制度から排除されず、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされる。

か行

○加配

保育園や幼稚園等の場において、発達の遅れや障がいのあるこどもに対し、個別に支援ができるよう、通常の職員数に加えて先生を配置すること。

○基幹相談支援センター

地域において、障がいに関する相談支援の中核的な役割を担う機関であり、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対する相談等の業務を総合的に行う機関のこと。

○共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

○強度行動障がい

環境への著しい不応答状態、激しい不安・興奮・混乱などを示し、結果的には多動・疾走・奇声・自傷・固執・強迫・攻撃(噛み付きなど)・不眠・拒食・多食・多飲などの行動が、日常生活の中で高い頻度と強い程度で出現し、現在ある通常の生活環境では適切な対応が著しく困難な場合を指す。

○権利擁護

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

○工賃

就労継続支援 B 型事業などで生産活動(仕事)を行った利用者に対して支払う対価のこと。

○合理的配慮

障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更及び調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

○個別避難計画

災害発生時に高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者が適切に避難できるよう、「避難先」、「避難経路」、「避難の支援をしてくれる方(親戚・知人等)」を事前に定めた計画のこと。

さ行

○災害対策基本法

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする法律。

○児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定める法律で、その時々々の社会のニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置づけられている法律。

○社会モデル

障がいのある人が味わう社会的不利は社会の問題だとする考え方。社会モデルでの障がいのある人とは、社会の障壁によって能力を発揮する機会を奪われた人々と考える。医学モデルが身体能力に着目するのに対し、社会モデルでは、社会の障壁に着目し、例えば、電車に乗れないという「障害」を生んでいるのは、エレベーターが設置されていないなどの社会の環境に問題があるという考え方。

○手話通訳者

手話を用いて聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人とのコミュニケーションの仲介・伝達などを行う人。

○手話奉仕員

聴覚障がいや音声または言語機能障がいのある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕し、また市町村などの公的機関からの依頼による広報活動や文化活動に協力する者。手話の学習経験のない者で、講習会などの方法によって入門課程、基礎課程を履修し、講習を修了すると本人の承諾によって登録され、これを証明する証票が交付される。

○障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律。障がいのある人の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がいのある人に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がいのある人のための基本的な施策を推進するための計画(障がい者計画)の策定を義務づけている。

○障害者権利条約

平成 18 年(2006 年)12 月 13 日、第 61 回国連総会本会議で採択された人権条約。正式名称は「障害者の権利に関する条約」。すべての障がいのある人に対して、固有の尊厳、個人の自律(自らの選択の自由を含む)及び個人の自立の尊重、非差別、完全かつ効果的な社会参加と社会の受容、人間の多様性及び人間性の一部としての障がいのある人の差異の尊重及び障がいのある人の受容、機会の均等、施設及びサービスの利用の可能化、男女の平等、障がいのあることでの発達しつつある能力の尊重及び障がいのあることでの同一性保持の権利の尊重を一般原則とし、障がいを理由とするいかなる差別もなしに、すべての障がいのある人のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実施することを確保・促進することを一般的義務とする。

○障害者差別解消法

国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

○障害者就業・生活支援センター

就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、福祉・教育・雇用等の関係機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を実施。

○障害者自立支援法

障がいのある人及び障がいのあるこどもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、平成 18 年 4 月に施行された法律で、それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人それぞれに提供されていた福祉サービスを一元化し、また、保護から自立に向けた支援をすることなどが規定された。後に障害者総合支援法に改正された。

○障害者総合支援法

障がいのある人及び障がいのあるこどもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人及び障がいのあるこどもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。

○障害福祉サービス

障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住などの状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられる。

○情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無等に関係なく、誰もが必要とする情報に簡単にたどりつき、利用できること。

○ジョブコーチ

障がいのある人の就労に当たり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える専門職。

○自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。

○自立支援医療(精神通院医療)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行う制度。

○自立支援協議会

障がいのある人、ない人がともに暮らせる地域をつくるため、障がい福祉にかかる関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議体のこと。会議の機能としては、①相談支援事業の運営評価、②困難事例への対応のあり方についての指導・助言、③地域の関係機関によるネットワークの構築などが挙げられる。

○身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部(呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能)などに分けられる。

○スクールカウンセラー

学校教育をめぐるさまざまな問題への対策としてカウンセリング等を行う心理学の専門家のこと。

○スクールソーシャルワーカー

教育機関において、福祉相談業務等を行う専門家のこと。こどもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所など関係機関と連携し役割分担の調整や、社会福祉的な立場から家庭訪問等による保護者のケア、教職員への指導・助言を行う。

○精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

○成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する仕組み・制度のこと。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などの選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

た行

○地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

○地域共生社会

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの機能の低下や、暮らしにおける人と人とのつながりの希薄化など、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

○地域包括ケアシステム

主に介護・高齢者福祉分野で進められている取り組みであるが、高齢者だけでなく、子育て世帯、障がいのある人を含むその地域に暮らすすべての人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を持続できるよう、「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「予防・保健」、「生活支援・福祉サービス」、「住まいと住まい方」といった5つの分野からの支援を一体的に提供する仕組みのこと。

○通級指導教室

大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障がいに応じた特別な指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態で、障がいによる学習上または生活上の困難を改善し、または克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行うもの。

○特別支援学級

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難なこともたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている小学校、中学校の学級。

○特別支援学校

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難なこともたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている学校。

○特別支援教育

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

○特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者のこと。

○トライアル雇用

ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障害のある人を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進することなどを通じて、障害のある人の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とする制度。

な行

○難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化することになる。昭和 47 年の難病対策要綱において、難病は、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされている。

○日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が実施している。契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

○日常生活用具

障がいのある人などが安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。障がいのある人などの日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具。

○発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

○パブリックコメント

(国民・住民・市民など)公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることもある。パブリックコメント手続(制度)とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆(国民、都道府県民、市町村民など)の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

○バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

○バリアフリースイートイレ

高齢者や障がいのある人を含め、あらゆる人が利用しやすいように配慮されたトイレのこと。一般的な狭いトイレを利用しにくい車椅子の人や高齢者、乳幼児を連れた人、妊娠中の人、オストメイトの人、性別で区切られたトイレに抵抗がある性的マイノリティの人等が利用しやすいトイレとされている。

○ハローワーク

正式名称は「公共職業安定所」。職業安定法により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務などを行う。

○避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。

○福祉的就労

企業などに就職することが困難な障がいのある人が、障がいのある人を支援する施設や事業所などにおいて生産活動を行うこと。

○福祉避難所

災害時に、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする被災者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の人を対象とした避難所。

○ペアレントトレーニング

発達障がいのある子どもを養育する保護者が、障がいの特性等について学ぶことで障がいへの理解を深め、日常生活やコミュニケーションにおける困難を軽減することを目的に開発された保護者用のトレーニング・プログラムのこと。

○ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのマークのこと。

○法定雇用率(障がい者雇用率)

障害者雇用促進法に定められているもので、官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がいのある人の雇用割合。一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合(障がい者雇用率)を設定、事業主などに障がい者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するもの。

ま行

○もにす認定制度

障がい者雇用の促進及び雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度のこと。

や行

○ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが利用しやすいようにデザインされたもののこと。

○要約筆記者

手話の取得の困難な中途失聴者や難聴者などの依頼を受けて、文字によるコミュニケーション手段としての要約筆記を行う人。

ら行

○リハビリテーション

心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、その人のもつ能力を最大限に発揮して自立を促すために行われる専門的技術。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがある。

○療育

障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

○療育手帳

児童相談所または知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

○レスパイト

休息あるいは息抜きという意味であり、レスパイトサービスは家族や保護者が日常的に行う介護や介助を事業所がサービスとして代行することで、家族や保護者が休息の時間を確保できるようにするサービスのこと。

第4期合志市障がい者計画

発行年月:令和6年3月

編集・発行:合志市 福祉課 障がい福祉係

〒869-1195 熊本県合志市竹迫 2140

TEL:096-248-1144 FAX:096-248-1196